

平成28年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成28年6月22日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

---

### 開議の宣告

#### ○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 安藤重夫君と10番 道下和茂君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を行います。

16番 上谷政明君の発言を許します。

#### ○16番（上谷政明君）

皆さん、おはようございます。

私も長いこと議員をやらせてもらってしまして、1番に一般質問をさせてもらえるということは、議員生活で初めてでございます。そんなことがあって、きょうは、どうしても一般質問をやらせてもらおうと思って、今この場に臨んでおります。どうか気持ちだけを御理解願いまして、内容については御理解を賜って、一般質問を始めていきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

今回の一般質問は3点通告してありますので、順次質問を行っていきたく思ひます。

まず質問を始める前に、各地で起きております災害について、特に熊本震災の被災者の皆さんには、心よりお見舞いを申し上げたいと思ひます。

それでは質問を始めます。

私は、5月31日から6月3日まで熊本の被災地を視察してきました。特に今回、益城町と南阿蘇村について視察をしてきました。益城町につきましては、幸いにも私の仕事の関係で、管理地が益城町にあります。そのこともありまして、向こうに知り合いもおりまして、当日は案内もしてくれました。

特に感じたことをお話しさせていただきます。案内人にまず役所を案内してくれと頼みましたら、役所へ行きましたら、さすが被災地だということを思い知らされました。役所は、町の旗と国旗が全部半旗です。さすが皆さんの思いはこれほど深いんだなあと感じておりました。役所も使用不能の状態、裏山で業務をされていました。いろんな話を聞いたかったんですが、向こうは被災地ですし、一生懸命仕事をやっておられますので、私は案内人の話を聞いて、ずうっと回ってきました。まちの中は、1カ月半たちましたが、道が辛うじて通れるだけあけてあって、あとは瓦れきの状態です。本当に悲惨な状態を目にしました。

私は昔、あるボランティア団体の幹事長をやっていたときに、糸貫町の役場の仕事でヨーロッパのほうへ視察に行ってきました。そこのホテルで、国際映像でテレビから悲惨なニュースが流れてきました。真っ赤に燃え上がった島のニュースが流れてきて、それは奥尻の被災地の映像が流れてきました。私は、それを見ていたときに、ああひどいなあと思いましたが、岐阜へ帰ると、クラブのほうから、見舞金を持ってすぐ奥尻へ行けというお話が出るなということを感じて帰ってきましたら、案の定、クラブで100万円を持って奥尻へ行ってこいということで、4人ぐらいで奥尻へ行ってきました。

そのときも思いましたが、そのときはまだ私の体の状態が万全でしたので、被災地のおいというものを、現地に入ったときに、これほど映像や活字を見ているより、においというものがどれだけ気持ちに影響を与えるかということを感じた被災地のおいを感じましたが、今回は、私はこの病気のためにおいを感じる機能が損傷しておりますので、おいを感じることはできませんでした。目だけで見ても、本当に悲惨な状態を見てきましたが、山を越えて峠をおいたら、一面の青いビニールシートの原っぱみたいなものが目に飛び込んできました。全部、瓦が落ちて、屋根にはビニールシートが張ってある光景でした。

何かやっぱり被災地というものは、独特の感じがその場その場、行くところ行くところでいろんな感じを受けて、自分の気持ちがすさんできたのを覚えております。なぜ、1カ月半も瓦れきの撤去ができないのかなあとということで案内人に聞きましたら、実は役場が壊れていて、役場の職員も、こんな災害の訓練をしておらん。だから、何をやっていいのかわかん。まず、言われることは、被災者の救護やということをおっしゃるんですけど、その救護も何から始めていいのかわかんない状態やと言いました。

多分そうでしょう。世話をする方も被災者ですし、される方も被災者です。そして、益城町は、私どもと同じような3万を超える、同じような地形と風景のどかなまちです。人間性からいきますと、やっぱり耐える優しい人間性がそこに感じられて、皆さんそれぞれが大変な思いをされていました。一番困ってみえたのは、罹災証明の発行ができなかったこと。これがやっとならなりましたら、何が起きたと言いましたら、罹災証明を使った詐欺事件が起きたそうです。罹災証明には、全壊と半壊と印をつけるところがあるそうです。それに、全壊ではないのに、半壊のところ印をつけてあったのを全壊のほうに自分で印をつけて、私はこの罹災証明が医療機関にまで有効になるということは、そのときに初めて知りました。この罹災証明を持っていけば、医療費の減

免ができるということそのとき初めて知りました。罹災証明というのは、本当に大変な書類だなということそのとき初めて感じました。

いろんなことも思い悩んで、ずうっと現状を見てきましたが、総合体育館で多くの方が避難をされていまして、テレビでちらっと見たことがありましたけど、私が行きましたときは、中は個人の情報とかプライバシーがありますので、部屋には入らないでくださいという御案内でしたので、廊下だけ歩いてきましたが、廊下にも今は段ボールのベッドになっていました。段ボールを幾つか重ねて、並べて、その上がベッドになっていまして、これだったら休むのはちょっと楽かなと思いましたが、しかし全部がばあばあですね。そんなところにプライバシーも何もありません。災害というものは、本当に考えているほど、現地で起こっていることは大変な状態が起きて、みんな戸惑いの連続であるということを感じました。

そこで、1点目の質問でございますが、本巣市においては、想定される規模に対する地震が起きたときの考え方について、まず総務部長にお尋ねをいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

**○総務部長（岡崎 誠君）**

それでは、想定される規模に対する考え方についてお答えをさせていただきます。

災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、想定される災害と被害として岐阜県が示している南海トラフ巨大地震等の被害想定調査をもとに、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老―桑名―四日市断層帯地震、南海トラフ巨大地震として、それぞれの地震規模、予想される震度を想定しております。特に、市内で起こり得る最大規模の地震を養老―桑名―四日市断層帯地震として、マグニチュード7.7の規模の地震が発生した場合、市内において、最大で震度6強の震度を想定し、必要な災害対策を定めております。

熊本で発生した大地震では、前震、本震で震度7を2度観測し、想定していなかった事態が起きております。市内の避難所におきましては、耐震補強は実施済みであります。熊本地震においては、耐震補強を実施した建物は安全であるという思い込みも覆しております。こうした熊本地震の教訓を有効な災害対策につなげるため、地域防災計画や各種対応マニュアルの点検と見直しをし、事前の準備と関係者の協力体制の確立を図り、的確な対応ができるよう、絶えず災害対策の改善を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[16番議員挙手]

**○議長（大西徳三郎君）**

上谷政明君。

**○16番（上谷政明君）**

我々この地域も、明治に起きました濃尾震災から、ことして125年がたとうとしております。日本各地で、毎日、テレビのテロップで出てくるぐらい震災が多くなっております。今、まさにどこ

で何が起きてもおかしくない状態が現実としてあるわけでございます。本巢市としては、マニュアル的に進めていることですので、起きてみなわからことですので、とにかくしっかりとマニュアルをつかって、起きるときに対応していただければ、とりあえず今のところはよろしいかと思いますが、2点目の質問の住民支援の方法について伺います。

今回、この同じ質問については、同僚議員が通告を出しておられますので、私は再質問しませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。では、総務部長に、2点目の質問をお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

住民支援の方法の考え方についてお答えさせていただきます。

本市の防災につきましては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災と、被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、社会経済活動への影響を最小限にとどめることを基本理念とした対策を行うこととしております。地域防災計画におきまして、民生の安定のための備えとして、災害対策、食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保、防疫予防対策、要配慮者の安全確保等を定めているとともに、被災後については、民生安全活動して、災害広報、被災者救援対策として、給水、食料の供給、生活必需物資の供給が速やかに行われるよう定めておりますが、熊本地震におきまして、新たな課題となった避難者の車中泊、また交通渋滞による避難所への物資が行き渡らなかつた等の教訓を生かした災害支援が実施できるように、地域防災計画の見直しを図っていきたくと思ひますので、よろしくお願ひします。

〔16番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

上谷政明君。

○16番（上谷政明君）

私は、向こうで話ししましたところ、食料とか救援物資とか、そういうものがいっぱいいろんなところから届いてきます。それを管理するに多くの職員がとられ、また分別をするに、それ以上の多くのボランティア、職員がとられるという現実をどうしても変えないかと私は被災地へ行って思ってきました。どうか、運送会社にこの権利を全部委託して、運送会社は倉庫がありますし、分別機能も持っております。そこで、分別をして、そしてこの地域は何々をどれだけと運送会社に指示を出せば、運送会社は運ぶのが仕事ですので、どこへ運べとか、どういう道筋で行けということは言う必要がなくて、迅速に自分たちの任務を果たしてくれると思ひます。そんなことが必要ではないかなあ、そんなことを考えるべきではないかなということをお願ひしておりますので、一応参考によろしくお願ひします。

今、部長が説明されましたように、起きたときにそういう対応をする、起きる前はこういう計画で、起きたらそういう対応をするというお話をいただきました。しかし、被災地の現状は、そんな

生易しいものではありません。一番被災地の中で言われて感じたのは、被災地の方が今の自分の置かれている現状の認識がどうしても理解ができない、納得ができない、それが一番大きな悩みだそうです。私も言われまして思いました。1週間たっても、不安と恐怖がついて離れない。そして、皆さんから御支援をいただいて、やっと少し気が楽になって、配給されるものや、もらうものを食べて、気持ちが少し落ちついたときにまた思われますのは、この後どうしたらいいんやろうと。家も壊れたし、仕事もこんな状態では行けないし、そして何より一番言われたのは、全てお金がかかる。私らは蓄えもないし、この先、家だって保険金で全部直してくれるわけじゃありません。そして、義援金でもそんなにたくさんもらえるわけではありません。そんな状態で、これからどうしていったらいいんやろうという大きな悩みと不安を抱えておられました。

そういう中で、私が聞いて一番そうかと思ったのは、私たちはこの状態をテレビの画面や新聞の活字で見えています。そして、すごいなあ、ひどいなということを感じます。しかし、そのもとはどうなっているか、どんな現場がそこにあるのかということを感じ知らされました。それは、テレビ、新聞、この報道関係者の異常な横暴振りにとどまらないけど、被災地で被害を受けておるに、夜来て、明かりの強いサーチライトを突然向けられて、マイクを向けられて、カメラを向けられて、大丈夫でしたか、どうでしたか、そういつて聞かれることのつらさと、答えるそれ以上のつらさを報道関係者は理解をしてくれたでしょうかと、実は言われました。

その案内人が、俺の友達の嫁さんが本当に泣いておったと言いました。なぜかといいますと、女性の方は、それなりに人前に立つのに準備が要ります。それを命からがら不安な状態で避難所へ入ってきて、その後、ノーメイクのままでも無神経にもサーチライトを向けられて、そしてしゃべっていただきますということでマイクを出す、テレビに映す。そんな状態が実は現地では多くあったそうです。そうしたシーンや映像を私たちがこちらで見えています。本当にそれを聞きましたときに、災害地、被災地というのは、私たちはそういうニュースしかとれませんけど、被災地では、目や画面で撮ってくるもろもろについて、二重の災害を起こしているんだなあ、悲惨な災害が二重で起きている。こんなことがあってはならないと思って帰ってきました。私も地元へ帰ったら、このことだけは皆さんの前でしゃべろうと思って、今回の一般質問を決意した一つの要因でもございます。どうか、もしこんなことがあったら、ある程度の報道規制をして、被災住民を保護してやるのが、これまた行政の責任ではないかなと思いますので、一つ大きなお願いをしておきます。

こんな悲惨な気持ちになって帰ってきましたが、私も実は1日の晩から行って、2日に帰ってくる時に、その日、夜泊まっているホテルの窓から表を見ましたら、ちょうど皆さんも視察に行かれてよく泊まれた日航熊本というホテルに私も泊まっていたんで、窓から熊本城が見えました。あの熊本城がライトアップをされていました。聞きましたら、今晚からライトアップをしたんだということを言われていました。そんな中で、印象に残る言葉を市長さんが言われましたんで、参考にお話をさせていただきたいと思います。

大西市長さんは、傷ついた状況であるが、皆さんの気持ちが少しでも和むなら、復興のともじびとして、この事業を始めることにしましたということで、新聞にコメントを出しておられました。

やっぱり、熊本城は、皆さんの心のふるさととよりどころだと思います。復興の屋根瓦もないライトアップが非常に私の目にはきれいに写りました。ほっとした気持ちで帰ってきました。こんな話ばかり長くやっていると、質問の時間がありませんので、次の質問に入りたいと思います。簡単にいきます。

この次の質問も質問者が競合しておりますので、簡単に質問させていただきます。

本巢市の分庁舎方式を改めて本庁舎方式に切りかえたいという意向がありまして、委員会ができて、答申が出ております。その答申について、今後、市長さんはどういう考えを持っていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

御苦労さまでございます。

本当に、こうして議場の中で御質問ができるまでに回復されたということをまずもってお祝いを申し上げたいと思います。また、災害のいろんな状況も見てきて報告をいただきました。身につまされる思いで今聞いておりましたけれども、今後こうした災害対策というのを真剣にこれからも取り組んでいかなければならないなというのを改めて感じたところでもございます。

それでは、本題のほうの本庁舎の問題につきましての御質問にお答え申し上げたいと思います。

昨年度、実施いたしました庁舎統合検討委員会におきまして、現庁舎の現状と課題を踏まえ、分庁舎方式を改め、庁舎を統合することが妥当であると。しかし、附帯意見として、市民が利用しやすく、災害時に迅速な対応ができる機能的な庁舎となるよう、便利でわかりやすい庁舎とし、災害に備えた防災拠点とすること。また、統合する庁舎の位置については、距離的な中心ということだけではなく、人口重心的なことも加味し決定してほしいなどの意見も出されたことを踏まえまして、統合庁舎方式の採用に当たり、統合する場所や方法については、長期的な展望を踏まえた統合庁舎の整備を検討する必要があるという委員会としての報告をいただいたところでもございます。

こうしたことから、今後も引き続き、検討を行ってまいりたいと思っておりますし、この後、しかるべき場所、方法が見い出せた際は、統合庁舎の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、庁舎統合委員会でいただきました御意見を参考にしながら、言われたものを実現できるなら、早急にそういうものについても取り組んでいきたいというふうに思っております。

[16番議員挙手]

**○議長（大西徳三郎君）**

上谷政明君。

**○16番（上谷政明君）**

私は、今回、熊本へ行ってきましてつくづく思いましたのは、防災の拠点である役所が潰れると、

本当に悲惨な状態になるということがわかりました。どうか、英知を結集して、よい結論が出るように今後とも御尽力を願っていきたいと思います。詳細については、後ほど同僚議員がもっと深く質問すると思いますので、これにてやめていきたいと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、3点目の質問に入ります。

12月に質問をしました入会地の2点のところの検討のお話の進行状況について、現在どうなっているかについて、産業建設部長にお伺いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

議員から御質問いただきました入会地の解消に向けた県との話し合いのその後の進捗状況についてはについてお答えをさせていただきます。

昨年12月議会においても、入会地の払い下げについて、岐阜県と協議を進めてまいりました。本巣松陽高校の南の部分、岐阜第一高校の南東部分の土地について、入会地が土地使用者へ貸し付けている土地と、現に道路として使用している土地の一部が廃川区域、または廃川予定区域と判明しました。その土地の取得手続きにつきまして、県と入会地事務所との見解の相違がございまして、事務手続がおくれておりましたが、関係各位の御尽力によりまして、所有権移転については、県において迅速に対応いただけることとなりましたので、払い下げにより所有権移転をすることとなりました。

現在、県では払い下げ手続を行うため、岐阜財務事務所との協議や内部調整が行われておりまして、先日、県より、払い下げ申請に先立ちまして、土地の買受誓約書の提出依頼がございましたので、入会地事務所より、土地の買受誓約書を提出したところでございます。今後も、定期的に県と協議しながら、入会地の解消に向けて進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

[16番議員挙手]

**○議長（大西徳三郎君）**

上谷政明君。

**○16番（上谷政明君）**

時間の関係もありますので、2点目の解消の時期と、個人登記の時期の確認はどうなるかということについて、改めて確認したいと思いますので、2点目をお願いします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

続きまして、登記の解消期日の確認についてお答えをさせていただきます。

旧八ヶ村名義で登記されている入会地の土地が61.6ヘクタールあり、入会地の解消については、



入会権の処分についての慣習（入会地整理に関する規約）に基づき、個人等へ貸し付けする土地46.8ヘクタールについては個人へ、公衆用道路と水路敷等の公共用地として使用される土地14.8ヘクタールについては、旧八ヶ村を継承する本巢市及び北方町並びに岐阜県へ、公園敷等については、地縁団体へ土地所有権を移転して、平成29年度には、入会地を解散することを目標に進めております。

具体的には、平成28年12月末日までに、土地使用者、または本巢市等へ土地の所有権移転登記が完了するよう計画を定めておりまして、現在、高砂地区以外の地区では、6月15日から7月末日までの間に、関係自治会公民館において登記手続を進めております。また、高砂地区については、今後、所有権移転に必要な登録免許税等に関する費用の積算をしまして、8月以降に地権者説明会を開催して、登記申請書類を作成するとともに、12月末日を目標に、法務局へ所有権移転登記の申請をする予定でございます。なお、廃川予定区域の払い下げ対象地につきましては、河川法に基づく廃川告示に10カ月程を度要しますので、この部分について手続を速やかに行いまして、平成29年度には入会地が解散できるよう、登記手続をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

上谷政明君。

○16番（上谷政明君）

今、説明を聞きました。入会地の地権者がどれくらいの願いと決意を持ってこの事業に当たっているかということは、前のときも説明しましたが、私もはこの事業をどうしても完成させたいがために、以前ですが、登記の県税の3%の免税を求めて、高砂町を初め多くの皆さんの減免の願いの署名活動をさせていただきました。600を超える皆さんの署名をいただき、この中の同僚議員も一緒に行きましたが、市長さんのほうへ陳情書を出しまして減免をお願いしました。

この3%の減免は、今の価格にしたら、どれくらいのお金の負担が減るかということになりますと、高砂町はまだ未確定ですけど、確定しているところだけでも2億2,900万、これくらいの大きな金がこの3%の減免で住民に利益をこうむっております。これについては、市長さんを初め、関係の県の御理解をいただき、これに御納得をいただけたことについて、関係者として厚く御礼を申し上げます。まだ、高砂町が未確定です。これを合わせますと、4,000万か5,000万上乘せになります。そして、2%の国税の粗利だけでも、今現在で約927戸、高砂町のしたところですが、その金額は1億5,300万、これが個人負担になっております。この個人負担の分と減免になった分を合わせますと、5億円以上のお金がここに発生するわけです。

もし、これが減免にならなかつたら、こんな5億の金を地権者が持つということになりましたら、到底解消事業はできなかつたと思います。それくらい、みんなは思いを一つにして、気持ちを一つにして、この事業に臨んでおります。どうか、今、部長は入会地事務組合と言われましたが、現在、その土地については、全部北方町と本巢市の名義に変わっております。もう入会地事務局の土地で

はありません。本巢市の土地ですので、行政はもう一遍ふんどしを締めて、県と真剣に向き合ってもらいたいと思います。私たちも、このことについては、私たちの人脈を通じて県にお話を申し上げて、今日これだけ動き出すようになったということをつけ加えておきます。私たちも、陰ながら一生懸命努力をしております。どうか一丸となって、期日以内に解消ができますことを切に願いをしまして、本日の一般質問を終わります。何かきょうは気分よく声も出まして、質問をさせていただきました。こんなに長くさせてもらう予定ではありませんでしたが、皆さんの御清聴に感謝しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは4点、順次質問をいたします。

第1番目は、再生可能エネルギーの取り組みについてということであります。

4月に熊本の大地震が起きたけれども、地震が起きるたびに、東日本大震災、福島第一原発のあの事故を多くの国民が思い出したことだと思います。地震国であるこの日本には、原発というのは全くなじまない、廃炉にすべきだというふうに思います。ところが、昨日の報道によりますと、法定寿命40年を超えた高浜原発を延長させるという、本当にとんでもない決定が下されたということが報道されていました。今、我々が後世に対して考えていくべきことは、化石燃料や、あるいは原発に頼らない再生可能エネルギーの転換をどう進めていくかということだと思っています。あの3・11以降、多くの自治体で、そうした考えから再生可能エネルギーへの取り組みを進める自治体が増えてきているというふうに言われています。そういう状況の中で、本巢市はどうしていくのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

第1番目は、再生可能エネルギーの推進をということで、第2次総合計画でもこのように述べています。太陽光発電などの新エネルギーの導入について支援し、普及に努めますと。さらに、この新エネルギーというのは、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなどの自然環境から得られ、再生可能なエネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするものと。エネルギー自給率の向上と地球温暖化問題への対応に利点があるというふうに記しています。こういうことから考えてみたときに、太陽光だけでなく、また支援、普及をするということだけでなく、本巢市に豊富にある地域資源を生かした新しい再生可能エネルギーの推進を図っていく必要があるのではないかというふうに考えています。この点についての見解をお伺いしたいと思います。

この再生可能エネルギーの問題については、企画部が直接的には担当をしていたというふうに思いますけれども、実際に、もしこれを具体化し、計画をし、進めていくということになれば、市民環境部だろうというふうに考えまして、市民環境部長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、再生可能エネルギーの計画的な推進につきまして、お答えさせていただきます。

再生可能エネルギー、特に新エネルギーと言われるものにつきましては、資源の乏しい日本にとって、化石燃料などにかわる自然代替エネルギーとして非常に期待されているエネルギーであります。その中でも、特に期待されているものとしては、太陽光、風力、バイオマス、小水力発電などがありますが、新エネルギーの推進につきましては、設備の設置上、障害となる各種規制の緩和や排除、設備の導入経費、運転維持経費などの高い生産コスト、地域の電力需要と供給のバランス、特に自然豊かな山間部におけるエネルギー需要が少ないこと、また新たな送電網の整備などといった市単独では対応できない課題が山積しております。

このような状況で、本巢市としてできる新エネルギーの促進に関する取り組みにつきましては、一般に市販され、国の施策で固定価格買い取り制度のある家庭用の太陽光発電設備の設置助成であると考えております。また、エネルギー施策につきましては、国が新エネルギーの位置づけを明確にした上で、導入に向けた規制緩和や設備の補助制度、エネルギー買い取り制度などの効果的な導入施策を確立すべきであると考えております。こうした国の新エネルギー施策が定まった中で、本巢市として、新エネルギーの導入にメリットがあるか、何が導入できるかを模索し、有益性があると判断して、その上で市民や企業を巻き込み促進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

〔18番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

国の方針が定まったときという話でありますけれども、今最初に申し上げたように、全国あちこちで新しい取り組みがどんどん進められています。確かに経済交流とか、いろんな地域の課題とかがありますけれども、全国に多くある例を参考にしながら、今の段階で本巢市に合ったやり方というのはないんだろうか、そういった研究はやっぱりすべきだろうと。国待ちで物事がうまく進むというのは必ずしもないわけで、多くの自治体が独自に取り組んでいるというのは、それぞれの自治体としての責任を、そして自治体として可能なことをやっていこうという姿勢のあらわれだと思うんですね。だから、そういう意味では、今すぐ何がということではなくても、繰り返しますけれども、いろんな先行的な例を参考に研究をすべきだろうというふうに思っています。今回は提起ですので、再質問という形にはしませんけれども、そういう点を念頭に置いていただきたいということで、それとも関連をいたしますけれども、2つ目の再生可能エネルギーの導入目標の設定はという問題についてであります。

2013年に、千葉大学の倉阪研究所というところが、全国の都道府県、そして市区町村に対して、再生可能エネルギー導入政策に関する調査というのを行いました。この中で、第1番目に上げているのが再生可能エネルギーの導入目標を設定しているかどうかというところであります。その設問

に対する回答は、都道府県はちょっと置いておきまして、市区町村だけを申し上げますと、目標値を設定している自治体が20.5%、「設定に向けて検討中」というところが6.4%、合わせて約26.9%になります。「将来的に設置する可能性はある」というふうに答えたところが31%で、合わせて57.9%になります。本巢市も、この調査に回答をされておきまして、本巢市は、3番目に言いました「将来的に設置する可能性はある」というふうに答えています。

この調査から3年たちました。当時と全く同じ回答なのか、あるいはまたこれから、この3年の経過を踏まえ、市として、この目標値設定について、また少なくとも現在は設定されていないし、検討中でもないだろうと思いますけれども、将来的にはその可能性があるという、その将来的にはというのが非常に近い将来に変わってきているのかどうなのか、この3年間の経過を踏まえて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

再生可能エネルギーの導入目標設定についてお答えします。

導入目標設定につきましては、先ほど回答させていただいたとおり、国が新エネルギー施策を確立し、本巢市として、その中で有益性や費用対効果があると判断し、地域を巻き込み新エネルギーに取り組むのかを決め、計画を立てていきたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

さっき紹介したように、少なくとももう設定している自治体が20%を超えているわけでありまして。そういう中で、よそがどんどん進んでいってから市は考えようかというのでは、やはりいかなものかというふうに思わざるを得ません。これも、先ほどのように、問題提起ということにとどめておきますし、3番目に申し上げる条例制定についての考え方についても、今回は問題提起でございます。

3番目に移りますが、3番目のところで、群馬県の中之条町、あるいは長野県飯田市という例を申し上げますが、中之条町というのは、再生可能エネルギーのまち中之条という宣言をして、積極的にこれに取り組んでいるまちであります。また、長野県飯田市は、再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例というのを制定しています。その目的として、市民が主体となって、飯田市の区域に存する自然資源を環境共生的な方法により、再生可能エネルギーとして利用し、持続可能な地域づくりを進めることを飯田市民の権利とするというふういうたっています。ここの飯田市民の権利とするところが他の条例にはなかなか見受けられないところで、この飯田市の条例の特徴だというふうに思っています。

いずれにしても、行政と市民がどう再生可能エネルギーの普及・推進に取り組んでいくかということが問われる時代になってきているというふうに思っています。そうした中で、条例制定についても、やっぱり検討課題に入れていくべきではないかというふうに思って、今回質問しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、再生可能エネルギーの取り組みにつきましての条例制定の考えはというようなお話でございます。

先ほど来、部長のほうから、1番目、2番目のところでも御答弁申し上げておりますので、結論は出ているようなものではございますけれども、基本的には、まだまだ国のほうで規制のいろんな問題があると。こういうものをしっかりと勘案されて、再生可能エネルギーの導入によります有益性とか費用対効果というようなことを見込まれるということになった時点で、新エネルギーの導入について広く市民に呼びかける手段として、宣言文になるのか、省令的になるのか、そして支援するようなことを具体的に書くようになるのか、そういう条例を検討していただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、再生可能エネルギーの活用というのは、今までも何度も議会での御答弁を申し上げておりますように、モデル的に行う事業ならともかく、広く市民に推進を働きかけていくというのであれば、市民の皆さん方に理解をいただけるような推進する方向づけというのが定まってこない、身についた、そしてまた具体性のある実行力のある条例にはならないというふうには思っております。私はどちらかというと、宣言文よりか具体的に行動していくもの、そのためには、何かしっかりと付加価値のあるもの、そしてそこに動機づけがしっかりできる何かプラスのものを訴えていかなければ、なかなか条例がうまく機能しないというふうに思っております。

私どもは、現時点で可能なものというのは、当面は再生可能エネルギーの活用ということで、国を挙げて、そして地域を挙げて取り組んでおります太陽光発電の普及、支援というものの設置に引き続き努めていきたいというふうに思っております。本巢市にも、お話にありますように、水があります、山があります、木がありますというようなことがありますけれども、その水を使う、木を使いというよりは、前にも御答弁申し上げておりますように、なかなか規制が厳しい、そしてまたそこを使うにもかなりの投資をしなければできない。各個人個人の家でモデル的に行うような話ならともかくとして、市民に広く押して、事業としてこれから永続的にやっていこうとすると、再生可能エネルギーは、いわゆる利便性というんですか、使ってしっかりといい効果が出てくるというようなことを訴えていかなければ、そしてそういう制度がしっかりできなければ、なかなかこういうものを制定しても、うまく機能しないんじゃないだろうかというふうに思っています。

先ほど、飯田市の例のお話がありましたけれども、単なる宣言文云々であれば、そんなことはあ

るでしょうけれども、そうじゃなくて、私はやっぱり条例云々というのは、広く市民に具体的に行動をとってもらい、そのために、市としてしっかりとフォローができる、そして国・県を挙げて、地域行政もしっかりと支援できるシステムを立ち上げた中でこういうものやっつけていかなきゃいけないというのが私のかねてからの持論でありまして、そしてまたエネルギーというのは、国家的に考えるべき問題です。市域の中のちまちましたところじゃなくて、やはり国家レベルで考える話でもありますし、国として、そして地域として、これからも存続していくためには、どういうエネルギーを使いながら、国を、そして地域を維持していくかというのは、これはもう国家的な問題でもあろうかというふうに思っております、そういう枠組みの中で、しっかりと今後とも検討していきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

大筋で異論を申し上げるわけではありませんけれども、一言だけ申し上げるならば、先ほど申し上げたように、国の動き待ちだけではなくて、地方自治体としてできることは何だろう、費用対効果とかいろんなことを言われますけれども、それが一体具体的にどうなのかということも含めた研究をやっぴりすべきだろうというふうに思っています。そういった意味を込めて、今回は質問をいたしましたので、この上に立って、また別の機会にさらに改めて質問をしたいと思っております。

2番目に移ります。

地域に根差した地域包括ケアシステムの推進をという問題であります。

この6月11日に、本巣市が主催だというふうに思いますが、在宅医療・介護連携推進事業講演会というのが開催され、改めて地域医療環境づくり、市民と一体となった地域包括ケアシステム構築の重要性を認識したところであります。そこで、市の今後の方針を伺いたいと思っております。簡単に、この講演会の内容を申し上げますと、1つは、東近江市の三方よし研究会の取り組みについて、研究会の代表の地域包括ケアシステムの完成に向けて、三方よし研究会の試みと題する講演を聞きました。

この三方よし研究会の三方よしというのは、昔の近江商人の売り手よし買い手よし世間よしという三方よしの精神を生かしていくということで命名されたものだそうであります。また、岐阜県の医師会常任理事が、地域包括ケア体制と在宅医療という内容で、各務原市のある自治体と一体になった高齢者のケアに対する取り組みの経験を報告されました。こうしたものを参考に、今まで以上に地域と一体となった地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていくことが今求められているというふうに思っておりますので、考えや方針をお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、地域包括ケアシステムの構築の考え、方針はにつきまして、お答えさせていただきます。

地域包括ケアシステムの構築とは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な介護状態になっても住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が一体に提供される体制を整備するものであります。また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、その方たちの地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築を速やかに進めていかなければならないと考えております。

本巢市における取り組み状況でございますが、介護予防事業といたしまして、介護予防体操、口腔ケア、栄養指導を行うキラリ元気アップ教室や認知症予防を目的とした脳いきいき教室を実施しております。平成28年度からの新たな事業といたしまして、60歳代から70歳代の元気な高齢者の方を対象といたしまして、介護予防サポーター養成講座を実施し、介護予防の重要性や地域支援を必要とする高齢者の支え手になるための講座を実施しているところでございます。また、市民への啓発といたしまして、先ほどお話がございましたように、6月11日に、在宅医療・介護連携推進事業講演会を開催し、112名の参加をいただきまして、地域包括ケアシステムについて学んでいただいたところでございます。

今後の市の方針といたしましては、本巢広域連合第6期介護保険事業計画や本巢市老人福祉計画で示されました施策に基づき、まずは拠点となる市、地域包括支援センターの相談体制及び認知症高齢者等の早期発見、早期治療につなげる支援体制の強化や地域ケア会議の充実など、地域包括支援センターの機能強化を進めます。また、医師会、歯科医師会、介護サービス事業所など、多職種を対象とした多職種連携研修会を実施し、多職種が顔の見える関係となり、高齢者を支援できるようチームワークを高め、在宅医療を推進していく体制をつくっていく予定でございます。さらに、認知症ケアを充実させるため、認知症の方やその家族を支援する認知症カフェや徘徊見守りネットワークの構築、認知症初期集中支援チームの設置に向けた地域の医師会、認知症疾患医療センター、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を行うなどして、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

2点申し上げたいと思いますが、1つは、この6月11日の講演会は市が主催であります。この中で、特に三方よし研究会というのは、非常に進んだ例の一つだろうというふうに思っています。こうした講演会を市が開いて、それを参考に、さらにこれを契機に、市として今まで以上に、こういう点については充実していこう、こういう取り組みを改めて進めていこうというようなことはないでしょうか。

それが1つと、もう1つ、この地域包括ケアシステムというのは何なのかということについては、先ほど部長のほうから話がありましたけれども、2014年に医療・介護総合法案というのが国会に提出されまして、国会を通ったわけでありましてけれども、その中の重要な柱の一つとして、地域包括ケアシステムというのが組み込まれていました。この法律そのものが一体どういうものかということ、例えばこの間、問題になっておりました要支援者を介護保険から除外すると、そして地域で面倒を見るということで、地方自治体、悪く言えば地域に押しつけられてきたという、もともと介護保険の対象であったものを、こういう形で介護保険の対象から外すということも含まれていました。それは1つの例でありますけれども、そうした中で、この地域包括ケアシステムというのがクローズアップされてきているわけでありましてけれども、これに関連して、1つ、今後心配な部分というのを紹介しておきたいと思います。

御承知だとは思いますが、愛知県大府市で徘徊症状のある男性が、いわゆる認知症の男性が電車にはねられ、その妻、長男が訴えられたという事件で、当初、名古屋地裁では妻と長男に、高裁では妻に賠償責任を求めたという判決を下しました。それは、特に目を離さず見守ることを怠ったということで、妻の責任を認定したわけでありまして。最終的には、最高裁で逆転判決が下り、JR東海側の敗訴ということになりましたけれども、名古屋地裁、あるいは名古屋高裁のように、地域で認知症の人たちを見守るということで、国の責任をどんどん自治体に、あるいはさらに地域に押しつけていくような状態の中で、こうした事件が、あるいは事故が起きたときに、この名古屋地裁、高裁のような判決が下されるような事態になっては本当に大変なことですね。

だから、本当に、どこが責任を持って、どこがきちんとケアをしていくべきかということについては、単に地域に任せればいいという問題ではないと思うんで、そのあたりも踏まえたシステムのあり方についてさらに検討していく必要があるだろうと、本巣市に合ったケアシステムのあり方というのを研究する必要があるだろうというふうに思っています。そういった点についても、お考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

#### ○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

#### ○健康福祉部長（村瀬正敏君）

1点目の今まで以上にという御質問でございますが、岐阜県におきましても、地域包括ケアシステムの構築に向けて研修会等をなされ、先進的にやっておられます各務原市等がございますので、そういったところに出向きまして、状況、あるいは参加等をさせていただきながら、今まで以上に進めていきたいというふうに考えております。

2点目の市に合ったケアシステムの構築というような御質問だったと思いますが、先ほど御答弁させていただきましたように、医療機関、あるいは地域包括支援センター、市民の方につきましては、民生委員さん等の御協力を得ながら、徘徊等に対するネットワーク等もつくっていくよう、検討が必要だろうと考えています。以上でございます。

[18番議員挙手]



○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

おおむね結構なんですが、特に先ほどJRの事故の話をしましたのは、今、地域で民生委員とか、いろんな人たちに見守りをお願いしていると。でも、そこをすり抜けて事故が起きる可能性というのは十分あるわけですね。そういった場合に、じゃあ誰が責任というふうに問われたときに非常に困るわけですね。だから、そういったことも念頭に置きながら考えてほしいということを申し上げたわけでありませう。ということで、この件については終わります。

3つ目のまちづくり条例の制定についてであります。

このまちづくり条例の制定については、昨年の6月議会で質問をいたしました。ちょうど1年たちましたので、改めて伺いますわけでありませうけれども、その1年前、市長は、市民協働まちづくり推進委員会で、この市民協働指針に基づいた施策、または市民意識を醸成していくための取り組み、どういったものかということをお伺い、検討を進めていただいておりますので、そうしたものの結果を踏まえて、まちづくり条例の制定に取り組んでいきたいというような答弁をされました。この間の協議、検討の状況はどうなのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めませう。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、まちづくり条例の制定に向けたこれまでの協議、検討の状況につきまして、お答えをさせていただきます。

このまちづくり条例の制定につきましては、先ほど議員からお話ございましたように、昨年の6月議会の一般質問におきまして、市長から、議員がおっしゃられるように御答弁をさせていただいているところでございませう。このまちづくり条例は、市民の皆様に市民協働の重要性と当事者意識を定着させ、市民、議会及び行政がともにまちづくりの理念を共有し、協働のまちづくりを進めるために制定するものであると考えております。

このため、現在、本委員会におきまして、市民の皆様の取り組みや責務といったことを理解していただき、人材育成を進め、市民活動をより活性化させるための環境を整えることが今後の最優先事項と捉え、市民活動をサポートする拠点、仮称ではございませうが、市民協働サポートセンター、こういったものの整備につきまして、先進事例の研究を行いながら、協議、検討をさせていただいているところでございませう。以上でございませう。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この間の状況についてお伺いしました。1年ですので、特段に飛躍的に進むということはなかなか難しいかもしれませんが、そんなような協議、検討をされているというふうに思っています。

そういったことを踏まえて、2番目の今後の方針、計画はどうか、お伺いしたいと思います。

慌ててやれば良いというふうには必ずしも思っておりませんが、ただいつごろまでにというめどなりを、少なくとも内部的には持って、そのための具体的な動きを進めていくことが必要だろうというふうに思っています。同時に、2番目の地域包括ケアシステムのところでも申し上げましたけれども、ああいったことを進めていく上でも、こうした市民主体のまちづくりをどう進めていくかということとまさにリンクしてくるわけですね。それぞれの個別の問題ではなくて、全ての政策を進めていく上で、こうした市民主体のまちづくりをどう進めていくかということが、ある意味では鍵になってくるだろうというふうに思っておりますので、今後のめどがあれば、めども含めてお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、今後の方針、計画につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほどの御質問でもお答えをさせていただきましたように、現在は、市民協働を進めるための拠点となる市民協働サポートセンターの整備につきまして、協議、検討をさせていただいているところでございます。このような市民協働によるまちづくりを進める上では、リーダーの存在が非常に大事であると言われておりますことから、サポートセンターを拠点といたしまして、リーダーの発掘、育成が必要であると考えております。

こうしたことから、当面は、まちづくり推進委員会におきまして、サポートセンターの整備に向けた検討を重点的に行っていただき、その後、まちづくり条例の制定に向け、まちづくり推進委員会を中心に、市民団体のリーダーの声をお聞きしながら、できるだけ早い時期に、より実行性のある条例の制定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

できるだけ早い時期にということ、非常に曖昧ではありますが、少なくとも、先ほどちょっと申し上げましたように、内部的にはもう少し明確にして、いついつをめどにということ、具体的な取り組みがその速度で進むようにやってほしいということを申し上げておきます。

それでは、4番目の質問に移ります。

「淡墨桜の日」おもてなし事業のあり方についてということでもあります。

4月8日当日は、桜も見事で、中学生のオカリナ演奏もすばらしかったというふうに思います。

しかし、残念なことに、それに水を差す出来事があり、ひんしゅくを買っています。おもてなし事業のあり方にもかかわる問題であると考えますので、市長の見解、今後の方針についてお伺いしたいというふうに思います。

まず1つ目ですが、皆さん御承知のように、下呂市長の訪韓時、韓国を訪問したときの言動が問題になっています。報道によりますと、下呂市の服部市長が公務で韓国大田市の儒城区を訪問した際に、儒城側の関係者に女性の接待が受けられる店を尋ねたとされる問題で、15日から始まった下呂市の市議会でも、多くの議員からこれについての質問があったというふうに言われています。この女性の接待が受けられる店ということはちょっと置いておきまして、同時に、公務を控えた朝食前にビールを飲んだことも批判を浴びています。15日の議会で、ある無所属の議員は、視察の朝に飲酒するなど、市長であることを忘れているとしか思えない行動だというふうに批判をしたと報道されています。まさにそうだろうというふうに私も思っています。

今回、多くの招待客を招いたおもてなし事業において、市議会を代表して挨拶した議長が、事前に飲酒をしていたということについて、まず市長はどのような感じを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、「淡墨桜の日」おもてなし事業のあり方につきまして、1つ目の御質問にお答えを申し上げます。

今の「淡墨桜の日」おもてなし事業につきましては、御案内のように、例年、午前中からの開催とさせていただいておりましたけれども、ライトアップされた淡墨桜の魅力をより広くPRするためということで、今年度は初めて夜間のライトアップ時に、おもてなし事業を開催させていただきました。御指摘いただきました関係の皆さん方からは、大変な御好評をいただきました。大変すばらしかったと。桜もきれいだったし、夜のいい桜を見せていただいた、天気もよかったということで大変喜んでいただきました。また、議員の皆様方にも、そのときには御出席いただきましたこと、まずもって御礼を申し上げます。

御質問は、このおもてなし事業におきまして、議長からも挨拶いただいた際の議長の行動等についての御質問でございますけれども、先ほども鶴飼議員のお話もありましたように、議長は議会の代表としての御挨拶であり、行動でございますので、何か問題があるというのであれば、議会内で十分御議論をいただきたいというふうに思っております。私のほうからは特に申し上げることはございません。特に、今回のおもてなし事業というのは、出席いただきました多くの皆様方から、大変よかったというお言葉をいただきました。事業のほうは、特に支障もなくスムーズに事業を進行させていただきましたので、市長として、特にこの件についてコメントすることはございません。よろしくお願いいたします。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それも後でまた踏まえますが、2番目でありませけれども、このおもてなし事業というのは、その目的については、市の広報などでも記されておりますように、淡墨桜のイメージアップや市の魅力を発信することが目的であります。市の魅力を発信する、こういったことが目的であります。下呂市長の例を出すまでもなく、市民からの批判の声も聞かれます。イベントの前に、一部の招待客と飲食をするというおもてなし事業のあり方について、どのように考えているかを伺いたと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

このおもてなし事業は、先ほどお話もごさいますけど、もう一度詳しくお話を申し上げたいと思いますけれども、淡墨桜を核とした地域の魅力を発信し、交流人口の拡大等による地域の活性化を図ることを目的といたしまして、淡墨桜の開花時期に合わせて市内観光資源のPRを行うことを目的にして開催をいたしております。また、このときに、平素お世話になっております県内外の関係者をお招きして行っているものでございます。

例年ですと、こうした招待者の皆様には、会場内で飲食にも使用できるバザー券というのをお渡ししてございまして、それぞれ昼食等に使っていただいております。こうしたおもてなしは、良識の範囲内であるというふうに考えてございまして、今後とも、こうしたバザー券の発行等のことを通じて、お越しいただいた皆さん方にこの地域を知っていただくと、そしてまた淡墨桜を見て帰っていただくということを引き続き今後も行っていきたいというふうに考えております。

また、こうした招待者のうち、県外からお越しいただきました友好都市の市長と議長に対しましては、従来から、お互いの都合がつけば、良識の範囲内でそれぞれ市長同士、議長同士で昼食等も御一緒させていただいております。私どもも友好都市等を行事で訪問すれば、同様の昼食等のおもてなしを受けております。これは、お互い友好を育んでおります儀礼の範囲内の行動であるというふうに思っておりまして、今後も、都合がつけば、お互いの意見交換、そして友好を深めるというようなことで、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の市長の答弁だと、先ほど質問したように、イベントの前に、一部の招待客と飲食するという

やり方がどうなのかということをお伺いしたわけでありますけれども、それに対して、市長は、友好市については、常識の範囲内でこれからも飲食をするんだというふうに言われたということは、ほかの招待客は別に、一部については、さらにイベントの前にとにかくお酒を飲んでもらって、みずからも飲んで、それでイベントに出席するということを表明されたわけですか。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

その件についてお答えします。

今、申し上げておりますのは、事前に飲むとか飲まないとか、食べるとか食べないとかじゃなくて、先ほど来申し上げておりますように、友好都市へお越しいただいたときに、都合がついたところで昼食等を御一緒させていただいておるということでございまして、例年ですと、朝からやっておりますので、終わった後に、昼食を食べているということでございます。今回の場合は、夜でございましたので、終わった後に食事をするのか、それ前に食事をするのかというのは、そのときの相手方の都合等によってやるようになっておるということでございまして、例年ですと、これは終わった後にやっておるのが通常のパターンでございまして、今回も事前に酒を飲んで、こういうことをやるんだということを言っているわけではございません。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

お伺いしたのは、イベントの前に飲食をすることについてどうなのかということをお伺いしたわけです。それに対して、そういう答弁をされている。食事の話をしているわけではなしに、飲が入るんですね。今回、時間が今までと変わったということがあり、イベントの後であると時間がおそくなるということもあるかもしれない。けれども、公式の行事の直前まで飲食をされていて、それでイベントをやる、それでさようならという形よりは、少なくともその後にやるというのが一般的ではないでしょうか。ましてや議長自身も、おもてなしが先に進みまして、お恥ずかしい限りですというふうな、<sup>※</sup>———挨拶をされました。それを、もちろん招待客、また中学生、一般の観桜客、そういった人たちが見聞きしているわけです。そういう状態を生むことがいいというふうに、やむを得んというふうに、あるいはそれも常識の範囲内だというふうに考えておられるのかどうかをお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど来からお話し申し上げておりますように、後にやるのか先にやるのかというのは、そのときのお客様の都合に合わせて、議長と市長等がそれぞれお互いの都合をつけてやっているというこ

※ 後日取り消し発言あり、副本より削除

とでございまして、先に食事をする中に、飲むのも一緒に入って、それも当たり前のようにどうのこうのというところはまた別の話でして、お酒を飲んでどうのこうのということであれば、それはもう先ほど来申し上げておりますように、議会の代表として、議長がそれぞれおもてなしをしたいわけでございますので、議会内でそれぞれそれについては、お答えしていただければいいと思えますし、私ら市長のほうは、そういうのは前のほうでやっておりませんので、終わった後に昼食等を食べながら、そして懇談をしながら、ああいう場で例年やっておるということでございますので、それはそれぞれのところで、代表は代表のところで、市長に対するお話であれば、そういったお答えをしますし、議長に対するお話であれば議会内で、そういうおもてなしはどうだということは、議会内で議論をしていただければ十分じゃないかと思っています。

いずれにいたしましても、おもてなしは、県外から来られた方をおもてなしするというのは、友好都市を結んでいるお互いのまちとして当たり前、当然常識の範囲内でやっておるわけでございますので、どんちゃん騒ぎをやったり、芸者を上げたりとか、そういうのをやっておるわけじゃありませんので、普通の食事をして、どうも御苦労さまでした、きょうは遠路ありがとうございましたと言って、お送りしてお帰りいただいていると。そして、我々が行ったときも、同じようにお食事をいただいて、どうも御苦労さまでしたと帰ってきておる。そんな程度のお話でございますので、その辺をちょっと履き違えないように、前に酒を飲んでどうのこうのということは、それぞれの接待、おもてなしをする人の判断でありますので、それについては、それぞれの所属するところで御議論をいただければというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長の言うそれぞれのところでそれぞれ論議するべきだということについては否定はしません。けれども、大事なのは、このおもてなし事業というのは、市長が主催しているんですね。市長が中心になっているわけです。そのおもてなし事業の中にそういう部分があったということについて、市長がいかななものか、今後は改めてほしいとかいう程度の申し入れはしたらどうなんでしょう。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

そんなつもりは一切ございません。もうそれぞれの良識がある議会の皆さん方がやっておるわけですから、それぞれの判断でやっていただければ結構だというふうに私は思っております。私は、自分の判断を私の判断の中でやっています。議会は議会のほうの判断でやっていただければ結構でございます。今回、淡墨桜もそうですけれども、今までもそうですし、今回は夜やったのもそうですけれども、事業の中身そのものについては、何も大きな支障があったわけではございませんので、我々はもう皆さん方に喜んで帰っていただいた。特に、私のところにも、一切このことについての

お話は来ておりません。市議会議員の一部の人から、こういうことを問題視しておるよということをお聞きしたぐらいで、当日、それから前も、その以降も一切、市民のところからお話は聞いておりません。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長が聞いているかどうかは別問題として、私はその当日から聞いておりますので、市が主催と言いつつも、他団体のことだからで、事業そのものは滞りなく、何ら問題なくというふうに言われますけれども、そのイベントの中で挨拶があった。その挨拶について、先ほど紹介したような文言があって、<sup>※</sup>——挨拶をされたということについて、参加者の中からもやっぱり批判の声が聞かれるということになれば、単におもてなし事業が何の問題もなく、滞りなく済んだというふうには言い切れないというふうに思わざるを得ません。私はそういうふうにもどうしても感じざるを得ませんので、そういったことも踏まえて、今後のおもてなし事業のあり方について、何かお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

淡墨桜の今後の考え方ということでございますけれども、先ほど来お答えいたしておりますとおり、淡墨桜の魅力を市内外に発信するというところでやっておるものでございますし、また北部地域への交流人口の導入ということを目的に、そしてまた地域の活性化ということも目的にやっておるものでございまして、これからはもうすぐみウイークの期間中、市長が定める日ということで、淡墨桜の日というのをおもてなし事業として、これからはこの地域の活性化のため、そしてまた淡墨桜をPRするためにも、引き続きやってまいりたいと思っておりますし、またそれぞれお越しいただいた方には、先ほど来申し上げておりますように、淡墨公園の中で、皆さん方にもちょっとものを食べていただけるようなことで、バザー券などもお配りをして、地域のものを買ってもらったり、食べてもらったりというようなことをしていきたいなというふうに思っておりますし、引き続き新年度以降も、これは市の事業として大変重要な事業と思っておりますので、引き続きやってまいりたいというふうに思っております。

そして、先ほど来お話がありますように、特定のところの友好都市とのおもてなし云々というのがありますけれども、これは友好をお互いに図る市の連携の中でやっておりますので、先ほど来申し上げますように、常識の範囲内で、儀礼の範囲内で、これからは昼食等を一緒にしながら、交流を深めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

※ 後日取り消し発言あり、副本より削除

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長の言う常識の範囲というのが私と相当ずれがあるようではありますが、少なくとも今回せっかくのおもてなし事業に、一部であれ、水を差すような事態があったということは事実であり、そのことについて、やっぱり市としてさらに完璧なものにするためには、そういった部分についての配慮をしてほしいというぐらいのことは言ってもどうなのでしょう。全くそれはもう市は知らない、議会が何をやろうと、あるいはほかの団体が何をやろうと私は関係ないというおつもりなのかどうか、最後にそれだけをお伺いしておきます。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

何度も同じようなお話を申し上げておりますように、市長は市長としての判断、議会は議会の、また議長としての判断でございますので、それぞれのところで御判断をいただければというふうに思っていますので、私のほうからとやかく申し上げるつもりは今後もございません。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

これ以上しゃべっても同じことだろうと思しますので、終わりますけれども、それでは市として、対外的に完全な責任を果たせるとは言い切れないということをつけ加えて終わります。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。11時に再開をいたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時59分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

4月14日に起こりました平成28年熊本地震に対しましては、亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災者の方には私からもお見舞いを申し上げます。

3月の議会で、大規模災害時の市の対応について質問させていただきましたが、まさに心配していたとおり、大規模災害が起こった市町村は、行政だけではとても対応し切れていませんでした。現実問題として、職員も被災者となるため、行政だけで対応するのはかなり無理なことだなあという



ふうに感じて見ていました。その中で一番感じたのは、特に初期対応時には、隣近所、また自治会の手助けが必要だと感じました。それぞれの自治会が災害に対してもっと備えを充実させる必要があるというふうに思って、テレビなんかを見ておりました。

それでは、通告に従って質問に入らせていただきます。

1つ目の市民発案事業について質問します。

平成26年度に、市制合併10周年を記念して、合併10周年市民発案事業が公募され、11の事業が申請承認され、実行されました。いずれも、市の活性化、魅力発信、また市民協働に効果があるとの市の判断から事業認定されたもので、それぞれに効果があったものと思っております。それで、翌年度も、市民提案事業として継続して事業が行われました。平成27年度の市民提案事業につきまして、行われた件数と事業内容はどのようなものがあつたかお聞きします。よろしく申し上げます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、議員御質問の市民発案事業につきまして、お答えをさせていただきます。

この市民発案事業につきましては、合併10周年記念事業の一環といたしまして、市民全体で10周年を盛り上げるため、平成26年度に事業化をいたしまして、市民発案による11の事業が実施されたところでございます。この本事業は、議員が申されましたように、地域の活性化や市民協働の推進に大いに効果があったものであるというふうに考えております。こうしたことを踏まえまして、平成27年度におきましても、制度の趣旨を継続した市民提案事業補助金として、引き続き市民の皆様からの提案による事業を募集いたし、実施されました事業に対しまして助成をしたところでございます。

実施されました事業といたしましては6つございまして、1つ目に、御当地グルメを開発し、食を通じて本巣市を活性化する「本巣まるごと餃子発展プロジェクト」、2つ目、東日本大震災に対する関心と防災意識を高めるとともに、その活動を通じて、ボランティア団体の連携を強め、ボランティアによるまちづくりの活性化をさせることを目的とした「本巣市と東日本を結ぶ手作りコンサート」、3つ目といたしまして、育むをテーマに、食育、知育、木育などを楽しく体感し、市内外の人たちが楽しく交流できる場を提供する「はぐくむマルクトフェスティバル」、4つ目といたしまして、飛騨美濃伝統野菜でございますマクワウリを後世に残すため、岐阜農林高等学校の生徒が中心となりまして、まくわうり列車を核としたPR活動を行った、「まくわうり普及プロジェクト」、5つ目といたしまして、糸貫川を市民の憩いの場へ再生することにより、市外からの来訪者をもてなす場を創出する「糸貫川Re Bornプロジェクト」、6つ目といたしまして、日ごろさまざまなスポーツに取り組む市内外の小・中・高生に、国技相撲を通じて、互いに交流する場を提供する「第2回本巣市小・中・高生相撲大会」、以上、6つが実施をいたしました事業でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

今、お聞きしました事業の中には、27年度に行われた事業を今お聞きしましたけど、26年度にも行われたものもありまして、それも市が活性化等の目的に効果があると判断して行われたことと思っております。今年度から、市民提案事業の補助制度が見直されました。今後、この事業に対する市の考え方をお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、この事業に対する今後の取り組み方につきまして、お答えをさせていただきます。

この市民発案事業を初めといたしまして、市民活動に対する補助制度につきまして、これまで市民活動推進助成金と市民提案事業補助金、この2つの補助制度のもと運用しておりましたが、市民協働まちづくり推進委員会の委員から、すみ分けが不明確であり、より市民目線でわかりやすく、利用しやすい制度にすべきである、こういった御意見をいただきまして、今年度より、2つの制度を一本化し、市民活動助成金として運用を始めたところでございます。

今回の新たな制度では、これまであった2つの助成制度の性質をより明確にいたしまして、市民活動ステップアップコース、それから市民発案イベント実施コース、こういった2つを設定しております。まず、市民活動ステップアップコースにつきましては、市民活動団体を育成し、こういった団体にいずれは自立をしていただくこと、こうしたことを促すことを目的といたしております。もう1つの市民発案イベント実施コースにつきましては、継続性の低い市民発案のイベントを実施していただくものに対して補助するものでございます。また、これらの2つのメニューに加えまして、新たに市提示事業協働実施コースといったものを設けております。これは、市が提示する公益性の高い事業を、市民団体等が主体的に実施できるようにするものでございます。

議員が御質問の市民発案事業のような、市民の皆様が継続的に取り組んでいかれるような事業につきまして、市といたしまして、市民発案の事業を継続していただくことが必要であるという判断ができる場合は、市提示事業協働実施コースとして、継続的に助成ができるよう、関係部局との連携を図った上で、こういった団体に助成することに取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ただいまお聞きしますと、単年度事業と継続事業を1つにして助成するということですが、26年、27年と連続して承認された事業もありましたが、今後は、単年度事業として、1度しか助成し

ないよ。そして、継続事業は5年を限度で、年々助成率は減少され、市のほうは手を引くから、あとは自主的に運営をしていってくださいということだと思っております。

ちょっと、ある団体の活動を紹介させてもらいたいと思います。

昨年から、市内に山の愛好家たちが集まって、MOTOSU山人連絡協議会、略称として山人の会をつくりました。私も、ハイキングをする会だと思って、軽い気持ちで参加をさせていただきました。ところが、この団体の目的は、もちろんハイキングもするんですけど、それだけじゃなくて、市の内外から山の愛好家に本巢市に来てもらいたい、そして多くの登山客に本巢の山に登って、市の活性を図りたいという思いから、自分たちで登山者の安全のために、登山道の障害物となる樹木を刈り払い、危険箇所には自前で用意したロープを張って、そしてごみがあれば持ち帰るというような活動も行っております。また、登山に来るときには、なるべく樽見鉄道を利用するよう会員には呼びかけ、樽見鉄道の存続に少しでも手助けができればという活動もあわせて行っております。

4月には根尾板屋の岩岳、5月には淡墨温泉の北側の倉見岳の整備を行いました。この会の最高齢は90歳です。私は若いほうから2番目で、ほとんどの方が私より一回り以上上の方ばかりですけど、皆さん本当にお元気で、山登りや整備のボランティアを楽しんでやられております。私は、ついていくのがいっぱいいっぱい、なるべく邪魔をしないように心がけて参加をしています。また、ことし、いろんな会が結束して、多分初めてのことだと聞いておりますけど、能郷白山の山開き、開山式を行おうと計画され、この会もそのメンバーの一員となって、その開山式に合わせまして、メンバーは二、三週間前から能郷白山の登山道の整備に入りました。エンジン付きの重い草刈り機やチェーンソーを登って、藪を刈り払い、危険箇所にはロープを張って、崩れやすいところには杭を打って階段をつくって、また頂上には、新しく山頂標識を設置したりと、本当に彼らの活躍には目を見張るものがありました。

そんな彼らの活躍もあって、開山式当日は、朝ちょっと雨が降っておったんで、会場を温見峠から淡墨公園に変更して、本巢市長の代理として、産業建設部長にも御臨席いただきまして、滞りなく式典を行うことができました。また、その後は雨がやみましましたので、希望者は能郷白山の登山を安全に楽しむことができました。この様子は、今ちょうどCCNetで放映されているので、見られた方もあると思っております。

この4月の岩岳を整備して登っているときに、途中でイワウチワという山野草が咲いていて、これはちょっと珍しい花だということを教えてもらいました。それと、私たちとは別の十四、五人のグループが岩岳に登ってきまして、目的はイワウチワを見ることで、岩岳はイワウチワが咲くという情報を入手していて、山登りを兼ねてのツアーを大手旅行社が企画し、その週は名古屋からと静岡からのツアー客を案内しているところだというふうに教えてもらいました。また、登山道を整備してもらい、大変助かるというふうに感謝してもらいました。私自身は、岩岳という名前も初めて聞きましたし、その山のイワウチワを目的に、大手旅行社がツアーを企画して、静岡や名古屋から人が来ていることにびっくりしました。地元の人でもなかなか知らないことが、誰かが情報発信をすることによって、観光資源となって人が来るということです。

最近は、関市のモネの池が全国的に有名になって、今では観光バスも来て、近くの販売所や板取温泉も相乗効果で来場者がふえたというふうに聞いております。これも、ある人がインターネットを通じて発信したことによって全国的に知られるようになったものです。今、揖斐川町も、岐阜のマチュピチュとして、旧春日村の茶畑を観光資源として盛んに売り込んでおられますし、本巢市は確かに自然豊かな市ではありますが、自然豊かなのは本巢市だけでなく、近隣市町も同じように自然が豊かですので、何か付加価値をつけないとなかなか本巢市に来てもらえんじやないかなというふうに思っております。そういう意味で、岩岳のイワウチワも、誰かが情報発信したことによって旅行会社が動いたわけで、倉見山も登山口は本当に淡墨温泉のすぐそばにありますので、登って後、温泉に入ってもらおうとか、近くにある森林セラピーと絡めて楽しんでもらおうとか、こういう付加価値のつけ方はまだまだほかにもあるというふうに思っております。

また、能郷白山は、西濃地域で一番高い山として広く認知されていますし、また安全に楽しめる山だと知れ渡れば、より大きな観光資源として効果があると思っております。事実、6月5日の開山式当日でも、そんなに天気がよくなかったんですけど、マイクロバスが2台ほど、いずれも名古屋からのお客さんだというふうに聞きましたけど、来ておりました。また、ことしは雪が少なかったので、開山式前にも山登りをしてみえる方がたくさん見えまして、整備をしていると、整備をしていることに対し、本当にありがたいと感謝をされ、中には、これを使ってくれというふうに、自分の車に積んであったロープを提供してくれる方も見えました。

この会の活動は、市の活性化や魅力発信にかなり役立っていると思いますが、市民提案事業には申請していませんし、もし申請しても、市から助成金としてもらえるのは、領収書がもらえるロープ代、それも継続事業なら満額ではなくなります。例えば、この事業を市で行うとしたら幾らかかるでしょうか。山までの交通費、機械の借り上げ代、そして一番大きいのは人件費です。結構な金額になるんじゃないかなあというふうに想定されます。それが市民提案事業でやれば、材料のロープ代だけで済んでしまいます。もちろん自然が相手ですので、木や草は毎年成長し、雪の重みで登山道に倒れた樹木は撤去しなければなりません。ある年に一度行えばいいということでもなく、毎年継続して行く必要があるというふうに思っております。

市民活動助成金事業は、詳細な申請書を出して、それからプレゼンテーションをして、そして市の活性化や市民協働事業などの効果があるといった場合に認定される事業です。確かに、今まで行われた市民活動助成金事業の中にも、収益が伴うもの、比較的数年で完結するものもありますが、ボランティア要素が強く、また市民協働として本当に意味のあるものであるならば、毎年継続して行くべきであるならば、市が手を引かず、ずうっと助成してもらいたいというふうに思っております。今、部長さんのほうからは、市提示事業協働実施コースを新設し、100%市で助成していくよというふうにお聞きしまして、それはそれで大変ありがたいとは思っておりますが、そのためには、まず自分たちで実績を積んで、それから市に認めてもらって、市提示事業に認めてもらえるんじゃないかなというふうに考えると、なかなかハードルが高いものだというふうに思っております。ぜひ、やる気のある市民活動が自発的に、大いに活発に生まれる環境を整えてほしいと思って、要望

して、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

本巢消防事務組合についてお尋ねします。

岐阜県のホームページによりますと、消防を取り巻く環境としまして、災害や事故が大規模化、複雑化し、緊急搬送の増加など、住民ニーズも多様化してきているほか、今後は少子・高齢化が進み、高齢者の緊急搬送の増加や消防団員の担い手の不足が懸念されるなど、大きく変化しています。消防は、このような変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務があります。現在、県内には、22の消防本部がありますが、管轄人口10万人未満となる小規模消防本部が16と約7割を占めている状況にあります。小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があるなど、消防体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これは、岐阜県固有の状況ではなく、全国においても6割という同じような状況にあり、全国的な共通課題となっています。このため、平成18年6月に消防組織法の一部が改正され、消防体制の整備と確立を図ることを目的とする市町村の消防の広域化が定められ、今、全国で市町村の消防を広域化しようとする取り組みについて検討されているとあります。本巢市の消防は、北方町とで運営している本巢消防事務組合があります。この組合も、管轄人口10万人未満の小規模消防本部になると思いますが、全く同じような問題が抱えておると思っております。

それに加えて、北方にある本部の老朽化、また本巢市の東海環状自動車道開通を見据え、岐阜市との統合を検討していると、我々議会のほうにも説明がありましたし、3月の岐阜新聞にも、市長の発言として、その旨の記事が載っております。その新聞記事によりますと、岐阜市長にも面談し、岐阜市も前向きだというふうに記載されておりましたけど、岐阜市や北方町との協議の進捗状況をお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、消防の事務委託についての協議の進捗状況というものについての御質問にお答え申し上げます。

現在、本巢市と北方町とで構成いたしております本巢消防事務組合につきましては、先ほど議員のほうからお話ございましたように、消防本部の建物が築45年を経過いたしております、耐震性が保たれていないということから、建てかえの時期が来ております。また、これもお話ございましたけれども、東海環状自動車道の開通に対応する、いわゆる機能確保のための車両等に多額に費用が今後必要になってくるというようなこと。また、3つ目には、本巢市の消防費の基準財政需要額に見直しによりまして、これからは分担金がふえていくということから、北方町とともに、岐阜市への常備消防の委託協議を進めていきたいということで、2月の議会全員協議会におきまして、議会のほうに御説明させていただいたところでございます。

それ以降の状況でございますけれども、既に先行して山口市が岐阜市への常備消防の委託の協議

をやっております、私どものほうは、それに向けていろいろと協議をしていこうと考えておりましたが、本巢市消防事務組合を構成いたします北方町の町長選挙が途中に入っておりまして、そういう状況も見ながら、現在、具体的な協議には入っておりません。

今現在、山口市が、既に先行してやっております瑞穂市とともに、岐阜、瑞穂、山口市の消防広域化推進協議会というのを設置して、今もう既に、消防の広域化に向けた具体的な協議が進められているということで、我々はちょっと一歩おけているということで、この協議内容等の情報収集をしているところでございまして、こういう3市の協議の状況を引き続き見ていきたいなというふうに思っておりますし、基本的には、消防委託というのをもう前提に、こうした協議の内容をしっかりと情報収集をさせていただいて、それとともに、事務レベルでの事前協議をしていきたい。そしてまた、北方町とともに、それぞれここに入るについての要望事項の検討、また課題等の整理を行いまして、具体的にこうした3市の協議の結果を踏まえながら、我々2市町もここに一緒に入っていけるような協議を今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

私は、本巢消防事務組合の独自の課題があつて、それで岐阜市消防本部との委託というか統合が検討されているもんだというふうに思っておりました。今、市長の答弁を聞きますと、山口市の動向を見ながら検討したいというふうに解釈しましたが、山口市が先行して、岐阜市消防本部を広域について検討して、協議しているのは承知しておりますけど、山口市消防本部と本巢消防事務組合では規模も内部事情も違うというふうに思っております。山口市が先に統合状況を整えて、岐阜市消防本部との広域ができてしまえば、本巢市もその条件に沿った条件を飲むようになるのかなあというふうに懸念もされます。山口市の広域と並行して行うことは可能でしょうかお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

ちょっと先ほどのところで、舌足らずのことがあつたのかわかりませんが、我々としては、これからの消防というのは、広域化で対応していかなきゃいけないということで、先ほど3つほどの条件をお話し申し上げました。庁舎が古くなってきていることで、建てかえが来ていると。それから、東海環状自動車道ができてくると、それに対応する高機能の消防設備をしていかなければ対応できないようなこと。それから、これから基準財政需要額の経費的にも、分担金がこれからもどんどんふえていくというようなこともありまして、できる限り、こういったことを踏まえて、広域消防に取り組んでいって、もうちょっと経費の安くなる、そしてまた効率のいい消防体制を組んでいけないかというふうに思ったということで、2月のときの全協でもお話しさせていただき、またその後も、私が岐阜市長にもお会いをして、申し入れをしてきたところでもございます。

そういう中で、山県市のほうが既に、その前からもう先行して進んできておりまして、岐阜市のほうは既に、岐阜市と山県市との間で協議が進んできているというようなこともありまして、岐阜市のほうにおきましては、ここに新たに本巣と北方が入ってくると、全てまた最初から全部、その他、やり直しの部分になってくるということで、本巣も北方もこれから入ってくるということを前提にしながら、この岐阜、瑞穂、山県のほうで、そのための体制を今検討をさせていただきたいというようなこともお聞きいたしております、将来的には我々の2市町も入るということを前提で、今協議のほうも進めていただけるといふふうに思っております。

いずれにいたしましても、まだまだ中身のほうをいろいろ聞いていますと、瑞穂と岐阜市とのやり方の差、それから岐阜と山県が入っているときのあり方というのには、それぞれどうもいろいろな事情もあるようでございまして、3市の協議もなかなかすんなりとは行っていないようなお話もちょっとお聞きいたしております。既に成功している瑞穂市のやり方をそのまま山県市がやっていくのかどうか、そういったことも、今回の協議の中で明らかになっていくだろうというふうに思っております、そういったしますと、この後、本巣、北方も一緒に入れば、山県と同じような形で、今後も岐阜市との協議というのに入っていくんじゃないだろうかというふうに思っております。

決まったものを今後やっていくじゃなくて、本巣、北方もここに入っていくということを踏まえながら、協議のほうも進めていっていただいておりますというお話もちょっとお聞きいたしておりますので、そんな方向で、今後とも情報収集しながら、そしてできるだけ広域でやることによって、消防の体制をしっかりとし、そして市民の安全・安心の確保というのにしっかりと取り組んでいける、そんな消防体制を築いていければというふうに思っております。

近年、消防に対するいろんな機材は大変高価なものになってまいりまして、なかなか3万、5万の、こういう小さな消防のところで高機能のいろんな整備をしていくというのは、大変財政的にも厳しくなっております、やはり広域で連携をして、消防をやっていくというのが時代の流れでありますし、国の方針もそうですし、県の方針もそんな方向で動いてきておりまして、やはり我々もそんな方向でこれからは進めていきたいなというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

次の質問に移ります。

この件に関しまして、北方町のある議員さんとも話をするところもあるんですけど、北方町としては、かなり緊急性のある問題だというふうに考えておられるようです。万が一、そんなことはないとは思っておりますけど、もし北方町だけで岐阜市と広域をすることになれば、今、本部は北方町にあるわけですので、本巣市に本部がなくなるわけですし、本巣市の南東部、糸貫地区に消防署がなくなることとなります。本巣市も、統合に対して積極的に動くというふうに考えておりますし、国の市町村の消防の広域化に関する基本指針によりますと、推進期限が平成30年4月1日となって

いて、それまでに広域化を行うと何からの支援を受けるといことができるということもあって、私も緊急の課題だなあというふうに思っております。

今、市長さんの話を聞くと、山県市の意向、また本巢、北方が入ることを想定して、岐阜市が山県を協議している。しかしながら、また市長さんのお話の中にもありましたけど、山県市もなかなか難航しているというふうに聞いております。山県市どうこうは関係なく、本巢市、北方町の本巢消防事務組合も話を進めていってほしいなあというふうに私は思っておりますけど、何かまた課題があれば、関係市町の関係者とも話をさせてもらって、私らに手伝えることがあれば、手伝わせてもらいたいと思っています。この件につきまして、何か課題があればお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

これは、2番の課題のほうでよろしいでしょうか。

それでは、2番目の広域連携についての課題ということについてお答え申し上げたいと思います。

先ほど来、ちょっとお話を申し上げておりますように、今、私のほうからお答えして、そしてまた今堀部議員のほうからもお話がございましたように、今、岐阜市、瑞穂市、山県の3市の協議の中で、その中の山県の、入ってくることによってどうかなるということについては、先ほど私もお話ししましたが、堀部議員もお聞きしておるとおり、先行して協議は進めていますけれども、なかなかスムーズにいけないというようなことも我々もお聞きいたしております。それは、何かいろいろと課題があろうかと思っております、これについては、うちのほうで詮索する必要もありませんので、成り行きをしっかりと見ながら、多分似たような状況が本巢市についても出てくるんじゃないだろうかというふうには想定をいたしておりますけれども、山県市と岐阜市との協議の中を見ながら、我々も取り組んでいきたいというふうに思っております。

その中で、一般論の話として、広域連携について、消防を広域化すると、どういう市民の生活、消防体制に影響が出てくるかということをお話し申し上げたいと思いますけれども、特に1つ目は住民サービスの問題、それから消防体制の問題、こういうのにそれぞれ一つ一つの課題があろうかというふうに思っております。まず、住民サービスのほうにつきましては、御案内のように、本巢市は南北に大変長い、しかも山間地の多い地域でございまして、これから今の消防体制とあわせて考えていかなきゃなりませんけれども、消防署とか駐在所なんかの配置ですとか、車両の配備ですとか、またそこに配置される職員の体制というものによって、消防力、それから救急の能力というものがそれぞれ差が出てくるというようなことで、消防署や駐在所の置き方によっては、住民サービスが低下するおそれもあるというふうに思っております。

また、2つ目の消防体制の中でも、消防団につきましては、今度、広域のほうになってまいりますと、消防団の事務が消防署じゃなくて、我々市役所で消防団の事務をいろいろとやっていたらいいんじゃないかといったことで、職員にそういった消防団関係の事務がふえてくるであろうというよう



に思っておりますし、また消防団の自主防災組織の指導というようなことも、消防団にこれからもやっていただかなきゃならなくなります。消防署が前面に出てくるんじゃなくて、消防団が出てくるような格好になりますので、そういったことで、消防団員の負担がふえてくるというようなことで、団員のなり手がどんどん減っていくのではないだろうかというようなことも懸念されておりますし、また消防署につきましても、先ほど来お話をしていますように、どんどんと消防の機材というのが高機能化してきておりまして、また高額なものになってきております。こういった資機材等々の購入経費、特にそれぞれの消防署の配置によって、必要な資機材というのも整えていかなきゃならないというようなことで、そういった経費も増加してくるということもありますし、また消防署が広域化になりますと、職員の異動が広域で異動というふうになってまいりますと、今までのように、できるだけ本巢の消防署の中に職員がおって、真正のほうに行っても、根尾のほうに行っても、本巢のほうに来て、できるだけ近いところを知っている方々が消防署に勤務するという格好になりますけれども、これから広がってまいりますと、広域で異動ということも出てまいりますので、それぞれの地域をよく知らないという方々も出てくるというようなことから、それぞれの職員の問題、それからまた消防署の配置によっては、活動区域が大きくなるというようなことで、細やかに小回りがきかなくなる、そんなようなことも想定されております。

そういったことに加えて、また事務組合の身分保障というような問題もございまして、こういった職員の身分をどういう形で保障していくというような問題も出てまいります。そういったことで、こういういろいろな課題をこれから消防事務組合も含めて、整理をさせていただいて、今言われておりますような懸念を払拭できるように、そしてこういったことを超えて、できるだけ広域で効率のいい、そしてまた住民に安全・安心を持っていただける、そういう広域の消防体制というものに取り組んでいきたいというふうに思っております、これから岐阜市等々を含めた協議の中でも、こういった問題を頭に入れながら、広域化というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

#### [1 番議員挙手]

#### ○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

#### ○1 番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

大体、広域化に向けて協議をしていくというと、メリットばかりで、余りデメリットは言わずに、いいことばかりだよというふうによくお聞きするんですけど、今、正直にデメリットのほうもお話しさせていただきまして、私も本巢市内にある分署は残ると思っておりますけど、職員の配置によって、地理不案内の職員が配属されることもあるだろうと思って、その辺は懸念はしております。でも、岐阜市境に住んでおりますと、近くの消防署からも、万が一の場合には応援に来てもらえるんじゃないかなというふうに期待もしております。とにかく、こういう本巢市単独で協議していくんじゃないに、他市町とも協議しなければいけない事業につきましては、なかなか難しいとは思いますが

ど、なるべく早くお互いの意思を尊重し合って、協議して、物事を進めてほしいというふうに思っております。私は、期限のある協議だと思っておりますので、スピード感を持って、今後も協議に臨まれると期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

このまま会議を続けます。

続きまして2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

発言通告に沿って、3項目について一括方式にて質問をさせていただきます。

第1項目めでございます。

小型無人機ドローンの導入についてということでございます。

昨年12月議会定例会にも質問をさせていただきました。遠隔操作や自動操縦により飛行し、写真撮影を行うことができ、その性能から、さまざまな面で有効活用が可能なものとして、近年注目をされております。空撮や災害調査、水難、山岳遭難の捜査、建築物の点検、物資の輸送など、その活用は急速に拡大しているところであります。昨日、県議会で、自民党の長屋議員がこのドローンについて質問をされております。また、その前には、公明党の水野議員も、このドローンの導入ということで質問をされているようです。

そんな中も踏まえまして、このようにドローンの活用は大変有効なものであると認識しております。本市の導入につきましては、県内他市町の導入状況と効果を検証の上、民間業者との連携も含めまして、導入について今後検討してまいりますという前回の御答弁でありました。そこで、本市、本巢市での小型無人機ドローンの導入に対する検討の結果はどうであったかという点について、1つ総務部長さん、並びに関係する産業建設部長さんにお尋ねいたします。

2番目としまして、その今後の活用についてお伺いします。

これは、前回も御質問をさせていただきました内容でございますが、さらに11月19日付の日本経済新聞に、国土交通省は、道路建設などの公共事業の受注企業に、ドローンや自動制御ショベルカーなどの最先端技術の利用を義務づけの検討に入っているということも新聞紙上で発表されております。また、こういった公共事業に、IT活用義務、労働力不足に備えてということでありました。また、12月2日で、これは中日新聞でございましたが、ドローン拠点を名古屋にという記事も掲載されました。以上について御回答をよろしくお願い申し上げます。

次に、2項目めでございます。

職員の業務に関する資格の取得、認定についてということでございます。

活力ある本巢市を目指した取り組みの一例として、職員さんによる資格の取得や資格の認定といったことが、業務の推進並びに改善が推進され、スキルアップというようなことで活力が生まれてくるのではないかとということで、第1点目でございます。職員の業務に関する資格取得状況はどうかという点。2点目、今後の取り組みはということで、所管する企画部長さんにお尋ねします。

続きまして、3項目めでございます。

移住定住対策の取り組みについてということで、本市の人口減少対策でもある移住定住促進対策として、幾つかの対策がなされております。また、予算も計上されております。そういった中の一つとして、子育て支援などが予算計上され、取り組みがなされています。その1つとして、ハード面並びにソフト面での取り組みについて、企画部長さん並びに関連する健康福祉部長さんにお尋ねします。

以上、3項目についてお尋ねします。

**○議長（大西徳三郎君）**

1項目めの1点目と2点目の2点をそれぞれ質問の答弁を総務部長及び産業建設部長に求めます。  
まず、総務部長 岡崎誠君。

**○総務部長（岡崎 誠君）**

それでは、1点目の小型無人機ドローンの導入検討の結果につきまして、お答えさせていただきます。

昨年12月議会で御質問のありました小型無人機ドローンにつきましては、多方面での利用が期待できるものとして、全国的に導入が進んでおります。岐阜県内でも、下呂市消防本部や関市消防団が導入し、活用が始まっているほか、ドローンを利用した災害時の訓練等が実施されております。また、県内のさまざまな民間事業者や民間団体が空撮や調査等の事業での利用のためのサービス提供を行っております。しかし、一方では、普及が進むことにより、事故等の危険性がクローズアップされ、昨年度12月には航空法の改正により、飛行禁止区域が定められるなど、安全な利用についての制度整備が進められております。また、ドローンの操縦につきましては、ふだんからの訓練等が必要であり、有用なものである反面、いざというときに使用するためには、操縦も含め、機器に対する習熟、機器のメンテナンス等も必要になってくるものと考えております。

今後、市といたしましては、安全性の確保という観点から鑑みて、民間事業者、民間団体への依頼、協力により、ドローンの活用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の小型無人機ドローンの今後の活用についてお答えさせていただきます。

民間事業者や民間団体の協力を得て、災害発生時において、人が簡単に立ち入ることができないところに行って、その被害状況を撮影したり、行方不明者の捜索等での活用を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。

**○議長（大西徳三郎君）**

続きまして、産業建設部長 青木幹根君。

**○産業建設部長（青木幹根君）**

御質問いただきました本市でのイベント時の危機管理などに役立つ小型無人機ドローンの導入検討についてお答えをさせていただきます。

昨年11月7日に行われました第22回根尾川花火大会において、民間会社に委託しまして、ドローンを使用して花火の撮影を行い、花火の観光プロモーション動画を制作しております。制作したプロモーション動画につきましては、モレラ岐阜総合案内所にて放映し、観光PRに努めてまいりま

した。今年度におきましても、根尾の花火大会の開催時期が近づきましたら、モレラ総合案内所にて放映を予定しております。本市でのイベント時の小型無人機ドローンの導入につきましては、先ほど総務部長がお答えさせていただきましたとおり、早期に状況を空撮できることから、災害時、災害状況を把握する上で大変有効なツールであると考えております。

続きまして、今後の活用方法についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどの回答もございましたように、昨年度の根尾の花火大会において、ドローンによる撮影を行いました。ドローン飛行に関する航空法等、法律規制の改正によりまして、ドローン等の無人飛行機の飛行ルールが平成27年12月10日付で新たに導入されたことに伴い、夜間飛行、イベント会場内での上空で使用が厳しくなっております。また、ドローンによる落下事故が多発しているため、イベント会場内でのドローン使用を原則禁止している自治体が増加している傾向でございますので、本市でのイベント時の危機管理などに役立つ小型無人機ドローンの導入、また各イベント会場での使用につきましては、関係機関と協議を行い、慎重に検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

続きまして、2項目めの1点目と2点目の質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、職員の業務に関連する資格取得の状況についてお答えをさせていただきます。

保育士や幼稚園教諭が必要といたします保育士証や幼稚園教諭免許状といった資格を要件として採用する職員や、庁舎や施設などの防火対象物に必要とされる防火管理者等の資格など、職務を行う上で資格を持っていることが前提であるもの、こうしたものを除きました資格の取得状況でございますが、毎年11月に行っております職員の自己申告書の項目におきまして把握をしている状況でございます。その主なものといたしましては、土木施工管理士、測量士補、防災士、学芸員、調理師といった資格を職員が取得をしている状況でございます。

続きまして、今後の取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

職員が業務に関連する資格を取得いたしますと、専門的な知識が豊富となることによりまして、より質の高い仕事を進めることができ、業務を遂行するに当たり、より効率性が高まるなどの効果があると考えております。こうした同様の効果を得るために、現在行っております取り組みといたしまして、国や県への職員派遣や自治大学校、市町村アカデミーといった専門的知識を得る研修機関への派遣などを行っておりますが、資格の取得に関しましては、これまで職員が主に自己啓発などの目的で、自主的に取得をしているというのが現状でございます。

しかしながら、資格取得に対する効果を考えますと、資格を取得したい、チャレンジしたいと考える職員をふやしていくことは、職員育成の観点から見ると、非常の重要なことであると考えておりまして、今後、他市町の取り組み等も参考にしながら、職員のスキルアップ意識の高揚に加え、職場として、職員がそうした資格取得や研修に参加しやすい環境面での整備にも努めていく必要が

あると考えております。以上でございます。

**○議長（大西徳三郎君）**

続きまして、3項目めの質問についての答弁を企画部長及び健康福祉部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、移住・定住対策の取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

移住定住対策に関する本市の取り組みといたしまして、まず住宅の取得等に関する助成事業といたしまして、北部地域への移住を促進させるための施策として、平成24年度からではございますが、移住定住補助金を創出いたしまして、子供加算を含めた住宅取得や家賃に対し助成をし、人口減少の著しい北部地域への移住に向けた取り組みを行っております。さらに、平成27年度、昨年度からでございますが、地方創生先行型交付金を受けまして、南部地域への移住も促進をするため、移住定住促進補助金交付事業を創設いたしまして、子供加算を含めた住宅取得に対する助成制度を行っているところでございます。また、本年度から創出をいたしました空き家バンクの設置要綱に基づきまして、市の空き家バンクに登録された物件の賃貸及び売買に対し、空き家の家財撤去や改修に係る経費の助成につきましても取り組みを始めたところでございます。

次に、移住定住を促進するためのPR事業といたしましては、地方創生加速化交付金を受けて実施いたします西美濃広域との連携事業でございます西美濃地域定住促進PR事業におきまして、8月以降でございますが、東京や大阪で開催をされますふるさと回帰フェア、それと移住・交流&地域おこしフェア、こういったものに出展をいたしまして、市の魅力を積極的にPRする予定でございます。さらに、本市への移住を検討している方に対しまして、実際に本市に訪れていただいた上で、本市のよさを知っていただき、地方創生加速化交付金を受けて実施いたします小さな拠点事業として、外山地域と根尾地域に1カ所ずつ、お試し居住のできる施設の整備及び運営に係る経費を、民間団体等に助成し、移住者の増加につながるよう取り組みを始めているところでございます。また、そうした施設を活用いたしまして、これまで実施しておりました田舎暮らし体験ツアーを今年度も実施をし、移住者の増加に向けて取り組んでまいりたいというふうと考えております。以上でございます。

**○議長（大西徳三郎君）**

続きまして、健康福祉部長 村瀬正敏君。

**○健康福祉部長（村瀬正敏君）**

市では、就学前の未就園児と保護者の方を対象とした育児相談や子育てセミナーなど、市内3カ所の子育てセンターで行っており、取り組みの一つと考えております。定住対策につきましては、平成28年4月から、三世代同居・近居住宅支援事業といたしまして、親、子、孫から成る三世代同居世帯、もしくは近居世帯の増加を推進し、子育ての支援や介護支援の向上を図ることを目的に、新たに三世代が同居もしくは近居となる市民に対し、住宅取得費用、または住宅改修工事に要する費用の一部を補助することといたしております。4月から、制度の問い合わせは16件ございました。

そのうち、4件につきましては、交付対象となるものであります。なお、この事業による申請件数は、6月現在、住宅改修の1件となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

それぞれ各部逃散から御答弁いただきまして、ありがとうございました。

個人的な感想から言いますと、80点ぐらいの方と90点ぐらいの方といろいろありますが、ちょっとここで参考にですが、ドローンについてでございます。昨年の12月議会での質問以降、私の知っているところでは、県内で、下呂の消防、関の消防本部ということで、北方町が民間業者との協定を締結し、イベント時に利用したと。それから、最近ですが、笠松町の町民の有志の団体が、地域貢献活動の一環として、ドローンを5機、笠松町に寄贈し、子供たちが操縦体験を実施したという記事が載っておりました。

岐阜県においては、警察本部が業務委託をするということで、本年度、予算を計上し、確保されているというようなこともお聞きしております。県外では、他市町で、例えば徳島県那賀町では、まち・ひと・しごと戦略課という課を設けて、その中に、ドローン推進室を設け、まちおこしへの活用に乗り出したということで、地域の再生につながる成功モデルとして目指しているようでございます。県版地方創生特区に指定され、広大な気候風土、豊かな自然を生かしたドローンの空撮地として売り込むというようなことも考えられておるようでございます。

山間地でのドローン活用は、今や全国的にも検討がされているところであります。本市ともゆかりのある兵庫県養父市は、国家戦略特区に指定されていることで、中山間地ですが、全国的にも注目を浴びております。ドローンにより、山間の住民を対象に、医薬品を配達するということを目指しているそうです。また、大日本猟友会では、ドローンに小型カメラを搭載し、ニホンジカの食害に悩まされている岩手県花巻市などは、有害鳥獣の生息状況を調べるということで、そういった実験にも取り組まれているようでございます。これはドローンに関してでございます。

移住定住でございますが、先日、テレビを見ておりましたら、テレビ番組の中でナビゲーションという番組がございました。我がまちに人を呼び込むというタイトルで、大垣市の小川市長さんのコメントがございました。大垣市は、御存じのように、人口約16万人ということで、移住定住といったものに8つのメリットを掲げておみえですが、その中で、子育てサポートで現役世代を呼び込む、これが鍵であると。訪問型子育て支援、これは無料でやっているそうです。昨年は、こういった支援制度もあり、465の方がふえてきていると。現役世代を獲得するのが鍵、ママへの支援、これが鍵だというようなことを大垣市長さんはテレビ番組の中で訴えておみえでした。この子育て世代サポートとして、NPOに市が運営委託して、子育て交流ステーション、コミュニティープラザということで、お母さんと子供さんがプラザへ来て、自由に遊ぶ場ができるということであります。やはり、子育てをしてみえるママさんを孤立させない、そういったことで長く住んでもらえる

ということでメリットを訴えてみえました。

一番大事なのは、支援メリットがなくなれば、対象がなくなれば、他の都市へ転出してしまうと、メリットだけその都市で受けて、メリットがなくなれば、また違う都市へ行って、また違うメリットを受けるといようなことが結構あるそうです。移住定住者が持続可能な都市を目指すということでございました。そんな番組を見て、なるほどなと思い、いかにハード的な面で助成ばかりしていても、その助成を受けても、あとはまた出ていっちゃうよということを思い、今回の質問をさせていただきます。

ここで、お母さんが言っていたのは、例えば夫婦に子供がお2人見えたとする、小さな子供を抱えていると、もうその子供さんの世話で、ゆっくりお風呂も入れない、シャワーも浴びられない、食事もどうかするとできない、悩みがあっても誰にも相談できないということで、自然に孤立化されていくと。そういった中、こういうプラザへ来て、いろんなおばあさん、子供さんがそのプラザで遊んだり、またお母さん方の交流をしたりするということで、非常にいい感想を述べられておりました。また、ここの中のコミュニケーション、NPOでしたが、運営委託をされているコミですが、スタッフは40代ぐらいの方で、もう子育てが終わり、子育て経験もあり、そういった方が相談相手になっているということと、訪問も無料で行っていると。1回2時間ぐらいの訪問ですが、訪問したときに、若いお母さんは、お風呂へ入ってみたり、シャワーを浴びて休憩したり、ゆっくり食事をしたりといったこともしてもらえる。そして、無料で来てもらえるということで、住みよ安心したまちだといようなことも訴えてみえましたので、これも今後の参考になるのではないかと思います。

次の資格のことですが、それなりに職員さんもいろいろ資格を持ってやってみえますが、例えば地域の大学なんかでは、地域貢献といような意味でも、地域の方々を、夏休み中にいろんな講座を設けて、無料で資格を取ってもらったり、中には有料のもいろいろありますが、そういったことにも大学側も積極的に動いてみえるようです。もうかなりの年数ですけど、私も20年ほど前に、夏休みにおおむね1カ月間、その研修を受けるとい上司からの命令で、うーんと思いましたが、夏休みに岐阜大学へ行って受けました。そして、修了したら、修了証書を持って帰って、職場には終わりましたと言って報告した覚えがあります。そういうのもスキルアップにつながります。

そういった中で、一つの事例ですが、これは産業建設部関係ですが、ME養成講座というのが岐阜大学の中で行われているようです。これは、受講料が一部有料になっているようですけれども、こういったことも一つだと思いますので、できるだけ、そういった講座なりを受ける環境づくりをしていただいて、そういったものも大事だと思いますので、その点もまた一度よくお考えの上、推進していただければ幸いです。以上です。ありがとうございました。

#### ○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。1時30分から再開をいたします。

午後0時07分 休憩

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

昼から1番ということになっておりまして、まだ心の準備ができていないというところがございます。私の中では、2番目にやるという算用で計算をしておりましたけれども、どういうわけか知りませんが、昼一番ということになってしまいましたので、まだ心臓がドキドキしておりますけれども、また多くの方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

そういう中において、今回は割りかし気楽な一般質問をしたいというふうに思っております。

教育長さんがかわったということもありまして、教育長さん、市長さんの思いとか等々も学校に対する教育、また幼稚園等、社会教育等々も含めて、どういう思いでこれからの教育をやっていくのかなあということをもまず聞いた後に、1年、2年の任期の間にいろいろなことをまた提案、御指摘をしていきたいなあという思いをしております。

そういう中において、前教育長からいろいろな引き継ぎをされてきたかと思っております。そういう中において、真正中学校のグラウンドのことも当然引き継ぎの中にあつたかと思っております。そういう中において、さきの私の一般質問の中で、地主と言われる人との調停が調つたというような答弁が3月議会でありました。その後、どうなっているのかなあということも含めて聞いてみたいなあと思っております。

通告に従って順次やっていきますけれども、私は通告のとおりになかなか行かないのが私の一般質問でございますので、はしょったりしたときには、議長のほうにおいてよろしく御配慮のほどお願いをいたしておきます。

それでは、通告に従いまして最初の質問とさせていただきます。

真正中学校のグラウンド南側にある雑木林の所有者と言われるA氏との間に調停が調つたということで、弁護士との話し合いも済んだということを報告の中で聞いております。

それから約3カ月の日がたっておりますので、今どのように進められているのか、また第1回の調停の日は済んだのか否か等々を含めて、わかる範疇内で御説明を願えれば幸いです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま御質問いただきました真正中学校グラウンド南にごございます雑木林の土地について、今どのように進めているかにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

本件につきましては、この4月25日付で顧問弁護士と委任契約を締結いたしまして、4月28日には岐阜簡易裁判所に所有権確認等の調停の申し立てを行ったところでございます。



今後につきましては、この6月29日に第1回目の調停が実施される予定でございます。

また、その後2回ほどの調停が行われる予定であるというふうに弁護士のほうから聞いております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この問題においては一般質問等々で1年以上やりましたかね。そういうような中でようやく調停という形になってきました。ことし中に何らかの結論が出るであろうと思っております。

教育長さんには来年の4月、また市長さんにおかれましても、来年の4月の本予算にはあそこの整備という予算がつくことを願って、次の2番目に移らせていただきます。

真正分庁舎の北側にあるテニスコートの件についてお伺いをいたします。

このテニスコート跡地のフェンスが壊れたということで、周りの人から何とかならないかという陳情がありまして、地元の方からのそういう話の中で、市と地主と言われる、地主の方、A氏との話でいろいろな話を進めていったかと思うんですけれども、撤去に対するの同意が得られなかったということで、市としてはやむなく、市のほうの言い方ですと事務管理ということになっておりますけれども、一般では行政執行という形で市民からお預かりしたお金で地主A氏にかかわってその撤去をしたということなんです。その費用が34万、いまだにA氏のほうから払われていないということでございますので、そのことについて前回一般質問をしましたところ、法的措置も含めて検討していきますとの回答でございましたので、それ以後どのように今進められているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま御質問の事務管理で使用された費用徴収の進捗状況につきましてお答えをさせていただきますと思います。

撤去費用につきましては、毎年納付の請求を行っておるところでございます。今年も3月に請求をいたしました、本日現在、未納の状況でございます。

事務管理によります時効は10年でございます。平成32年に10年目となるということで、10年を経過した時点で6カ月以内に訴訟を起こさないと、時効となり債権が徴収できなくなるというようなことでございます。

このような状況にならないために、今後も顧問弁護士と相談をしながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

34万円というのは、市の予算の中にしてみれば小さなお金かもしれませんが、私たちの感覚では34万円というと1カ月分の給料以上に相当する金額なんです。その金額が市のために使われるべきものが、凍結したままということになれば、市民にとって何の利益もないということになりますので、一日も早く回収ができるように汗をかいていただくことを願って、次の質問に移らせていただきます。

私は正直なことを言いまして、教育関係においては非常に疎いところがあります。いいにつけ、悪きにつけ、義務教育しか受けていない男ですので、高校がどこだとか大学がどうだとか言われると、非常にわからないというところでありまして、クラス会等々に行きまして、中学校の校歌を歌うならいざ知らず高校の校歌を歌われると、こんちきしょうというような思いをしておるわけでございます。ですので、市議員になった当初からも学校のことに関しては余り興味も持たなかったし、また市民の方からもそういう要請、要望が少のうございましたけれども、おかげをもちまして孫が2人できたことによって、また上の孫が保育園等々に行くようになったことによって、いろんな方から学校関係のこと、保育関係のことの要望、お願いごと等々が来るようになりました。また、私ごとでございますけれども、ことしの7月7日、七夕さんの日なんですけれども、3人目が生まれるということでございますので、市長が新しい制度をつくっていただきましたので、非常にありがたいなあという思いをしておるところでございます。3人目からは、給食代も学校でかかる費用も全て市で見てもらえるということで、私としても非常に喜んでおるところでございます。

そういうような中に、いろんな学校の思い等々が私のところに届いております。今回新しく教育長になられた川治新教育長さんにおいても、なる前から一色小学校等々の問題でいろいろと御無理を言いました。結果としてはいい方向に向かいまして、父兄の方たちも非常に喜んでおられるという御縁がありまして、市長のほうから川治という人を今度教育長にしたいというような話があったときに、私は余り名字を覚えるのが得意じゃありませんので、どういう人かなあというふうで聞いたところ、市長のほうから説明があつて、これも何かの御縁かなあというふうに思っておる次第でございます。

そういう中において、新しく教育長として就任をなされた。当然経歴等々を見ますと、真正中学校の校長先生もしていたということであり、当然教員もしていただろうと思っております。また、そういう人たちをつかさどる事務のほうの上のほうにもおったというふう伺っておりますので、今までの経験、また自分の思い等でこの新しい本巢市に来たときに、この本巢市の教育に対してどのように思っておられるのか、またPTAに対してどういうふうに思っておられるのか等々、思うところがあつたらお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

私が考える教育について回答をさせていただきます。

大きいテーマですし、初めての答弁でもありますので、少し多目にお時間をいただきたいと思えます。

学校教育に携わってきた34年間、私は一人一人の子どもの存在を大切にしてきたつもりです。

どの子ども生きるために生まれてきました。どの子どもが幸せになるべき存在です。それは常に忘れてはならない私たちの原点であり、子どもたちへの祈りです。

教育とは、子どもたち一人一人を幸せに生きる、よりよく生きる、その主体者にしていく営みであると捉えています。

社会は少子・高齢化、グローバル化、情報化が一段と進み、私たちの予想以上に激しく変化しています。小学生の65%は現在存在しない職業につくと予想する学者、20年後には労働人口の約半数がロボットに仕事を置きかえられると予想する学者などもあります。その中で、私たちがすべきことは、確かな学力や豊かな心、健康や体力の育成など、今まで培ってきた教育のよさを継承し、10年後、20年後を見据えて、どの子にも未来を切り開き、たくましく生き抜く力をつけていくことです。未来をたくましく生き抜くためには、夢や志を持ち、それを具体的な目標や達成方法に置きかえて、粘り強く挑戦し実現する力を毎日の生活で培わなければなりません。また、目の前の事実をきちんと見詰めて、多くの情報に振り回されることなく、自己選択、自己判断、そして自己決定して問題を解決していく力、言いかえれば、答えの見えない問題に立ち向かう力も必要となってきます。

そのような力を育む一つの大切な場である学校は、楽しいところであることが必須条件です。その楽しさは多くの喜びを味わうことで実感できます。自己実現の喜び、学ぶ喜び、共生の喜びなどを十分に味わい、それを先ほどの力に変えていく営みこそが重要です。その営みが自尊感情や生きるエネルギーを生み、あすへの希望と立ち向かう底力につながります。

多くの喜びを子どもたちが味わうためには何が必要でしょうか。私は一人一人のよさを具体的に徹底的に認める営みが最も大切だと思っています。一人一人の個性を尊重し、能力を開花させ、可能性を最大限に伸長すること。わずかな伸びや頑張りを見逃さず、認め、励まし続けること、それが教師の役割です。そして、それは家庭や地域の役割でもあります。

しかし、至らなさのある自分であることも知らせるべきです。時に叱り、試練を与え、それを乗り切るすべを獲得させることが必要です。そこに本物の自信と誇りが生まれ、たくましく生き抜く土台にもなっていくのです。

大切な子どもたちを育てるために、本巢市のよさを踏まえて、特に進めていきたいことを3つ加えます。

1点目は、地域の教育力をさらに生かすことです。

私が真正中学校の校長時代から強く感じていることは、子どものためなら協力を惜しまない地域の方々の多さです。自治会、民生委員、青少年育成市民会議、子ども会、スポーツ少年団などなど、

例を挙げれば切りがありません。地域の方と話をすると、私たちにできることは何でも協力するよと言ってくださいます。学校は自校の取り組みやその状況、そして課題を地域に発信し、時にSOSを出せる関係を構築していくことが大切です。子どもたちの健やかな成長のためには、地域社会の高く、幅広い教育力が必要です。学校は地域にあるものではなく、皆でつくるものという意識を共有していただき、地域の指導者として教育力を発揮していただけることを期待しています。

2点目は、幼稚園、小学校、中学校の一貫した教育の充実です。

本巢市の最もすぐれた教育環境は、本年度から市内全園が公立幼稚園となったことです。これにより全ての幼稚園と小学校、そして中学校の途切れのない一貫した指導ができます。幼・小・中を含め、市内関係機関が意図的、計画的に連携を図り、子どもたち一人一人を見守り、育ててまいります。

そして3点目は、それぞれの学校や地域の特色を生かしたふるさと教育の充実です。

本巢市には、伝統や文化、特産物、観光、自然など、守り育み発展させていくべき財産がたくさんあり、それぞれの学校、地域ではその特色を生かしたすばらしい活動も展開しています。今後も、さらにふるさとのよさを実感できる活動を支援していきたいと考えています。

本巢市の子どもたちにはふるさとを愛し、ふるさとに自信と誇りを持ち、ふるさとをルーツにして自分とふるさとの豊かで幸せな未来をつくり出してほしいと切に願っております。それが教育の力であり、教育こそが元気で笑顔あふれるまちづくり、人づくりに、住みよいまち本巢のさらなる実現に重要な役割を担っていると考えております。ありがとうございます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

本巢市は市長さん初め、議員の多くも子育てにおいては前向きな考えを持っております。予算のほうも惜しみなくとは言いませんけれども、多くの予算を費やすことにおいて理解を皆さん示しておられます。

子どもはこの地域にとって、また本巢市にとって宝でありますので、3人目の孫もまたいずれはこの地域の学校に世話にならなければいけないということもありますので、どうか今言われたことが現実となるように、一生懸命汗をかいていただくことを切にお願いをして、今回はきつい質問のほうは次にしたいと思っております。

ただ、もう1点は通告してありますけれども、一色小学校の芝生化の問題なんですけれども、前の教育長は4校を芝生化にするということでした。けれども、残念ながら今回予算を見ますと、その2校目、3校目をやる予算が計上されていません。これはどうのこうのということじゃない、教育長の考えで結構でございます。前の教育長は4校やるということになっておりました。今回の教育長にお尋ねしたいのは、前の教育長は4校やると言って、今のところ一色小学校だけということになっております。これは余り市民の税金の使わないtotoを使つての事業でござ

いますので、教育長さんがその気になれば、あとはt o t oが当たりさえすれば芝生化ができるということでございますので、教育長として学校の芝生化について、どのようにお考えかお尋ねをします。

○議長（大西徳三郎君）

鏝本君、2番の保護者（P T A）と学校の関係性についての思い、考え、方針は、これはもういいんですか。

○3番（鏝本規之君）

もう今述べられましたので。

○議長（大西徳三郎君）

いいですか。

○3番（鏝本規之君）

はい。

○議長（大西徳三郎君）

わかりました。

それなら3項目めの芝生化について。

○3番（鏝本規之君）

そっち、まだちょっと答弁したいことがありますか。

あるようなら聞きますけど。

[発言する者あり]

それなら、ちょっとそのことも含めて2番のほうへ行きます。

2番のほうを行きますと、答弁のほうが段取りがしてあるということでありますので、答弁をお願いすると。

学校とP T Aの関係についてでございますけれども、P T Aの方たちから私のところに多くの相談が来ます。けれども、その相談の中には、相談に来るあなたが間違っているんじゃないかなあということも多々あります。また、学校の先生においても、ちょっと違うんじゃないかなあ、あなたの教育方針とは少し父兄との間に溝があるんじゃないかなあという思いもあります。

そういう中において、教育長として学校とP T A、また先生とP T Aとの関係はどのようにあるべきかということが、もしあればお答え願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま2項目めと3項目めを質問されておりますので、教育長、2項目め、3項目め、まとめて答弁していただきたいと思います。

それでは、教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

では、2つのことについてお話をさせていただきます。

まず、保護者と学校の関係性についてお答えします。

学校における教育は、保護者や地域の方々との信頼関係が基盤となって成立するものであり、その関係があれば子どもは必ず伸びると信じております。

ですから、保護者と学校は子どもの幸せを願い、共通の目標に向かって手を携えて協力し合う関係であること、これが最も重要であると捉えています。

このような関係を構築していくためには、学校はみんなの手でつくり上げていくものという意識に立つことが必要です。学校をつくる主体者は子どもであり、保護者であり、地域の方々であり、そして学校の教職員です。保護者も学校づくりの担い手であってほしいと願います。

保護者と学校が連携し、ともに主体者として子どもを育てる際のキーワードは、共感と協働です。

お互いの考えや感情を受けとめ、お互いを理解し認め合う、共感し合う関係を構築すること、そして保護者は家庭教育の責任者であり、自分の子どもについて最もよく知っている子どもの専門家であること、教師は学校教育の責任者であり、そしてまたその専門家であることを尊重し合い、そのそれぞれの専門性を生かして協働して教育活動を展開することを大切にしていきたいと思います。

信頼関係を構築するためには、学校に求められることは、まず子どもたちが元気に笑顔で楽しく通う安全・安心な学校とつくること。そして、何より子ども一人一人の力を伸ばすことです。子どもの変容こそが信頼につながります。

また、問題発生時など心配な情報は迅速かつ正確に事実を捉え、できるだけ早く保護者に伝えること。そして誠意を持って対応することも信頼関係づくりに欠かせないポイントであると捉えています。

保護者に求められることは、学校の方針を受けとめて、学校や先生を尊敬していることを子どもに示し伝えることであると思っています。その態度が子どもの安心感を育み、安定した生活につながります。学校と保護者は一緒に歩んでいるという姿勢を子どもたちに示せば、子どもたちは必ず伸びていきます。時に学校が行き届かない場合もあるでしょう。そのときは学校をよりよくするのは自分たちというスタンスで意見や改善案を出していただきたいと思います。本巢市の保護者は学校づくりの主体者であり、よりよい学校にするためのサポーターであると私は認識しています。

子どもたちにとって最も身近な大人は保護者と教師です。子どもたちは毎日両者を見ています。子どもにとって両者が憧れの存在であり、また保護者と教師のよい関係こそがそのまま子どもたちの健全育成につながります。

教師は保護者によって、保護者は教師によって互いに磨かれ、成長し合うと信じています。この関係を構築して将来を担う本巢市の子どもたちを育てていきたいと思っています。

3点目の芝生化についてお答えします。

平成25年度に調査を行った際に、校庭の芝生化を希望した学校は弾正小学校、真桑小学校、席田小学校、一色小学校の4校でした。

平成27年度に芝生化を実施した一色小学校では、児童のすり傷が前年度に比べ大きく減少したり、砂ぼこりが立たなくなったりするなど、児童の生活にとってよい成果が確認されています。一方で、

維持管理にかなりの時間と労力を要するという課題も明らかになってきています。

残る3校の芝生化にあっては、先進校である一色小学校の成果や課題、そして各学校の現状を踏まえながら丁寧に推進してまいりたいと考えております。

弾正小学校につきましては、今年度体育館の耐力度調査を実施しており、診断結果によっては改築か増築かを判断し設計してまいります。場合によっては体育館の駐車場が校庭のほうへ広がり、校庭の形状が若干変わってくる可能性がありますので、形状がはっきりした段階で芝生化を実施していきたいと考えています。

先ほど述べさせていただいたとおり、学校は地域、保護者とともにつくり上げていくもの。また、芝生化についても地域の教育力、力が必要になってくると捉えています。

真桑小学校、席田小学校につきましては、保護者や地域等との協力体制がまだ十分に整っておりませんので、調整を図りながら検討していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私は先ほども述べたように、学校生活というものは9年間しかないわけであります。小学校のときに世話になった先生、スギウラフサエという先生なんですけれども、この先生は非常にいい先生でした。私のうちは非常に貧乏でしたので、学校の帰りにおでん屋に連れていってくれて、おでんを食べさせてくれたという先生で、もう90近くなっています。いまだにその人の名前が忘れられないという。また、中学になってからは、私の学校は非常に大きな学校で、全校生徒1,800人、同級生が600人以上おるといふマンモス校でございます。その中で私のことを知らない生徒はいないというぐらい有名な男でした。なぜかという、先生によく叱られました。全校生徒の前で往復びんたでたたかれるのはもう日常茶飯事で、そういう中で教育というものをそれなりに教えてもらってきました。先生というものは、その私の思いの中では、学校の先生というのは偉い人だという、そういう思いがあるわけなんです。けれども、今、生徒の父兄の方に聞くと、そういう思いが非常に薄いだろうというふうに思っております。ここも少し変わっていくといいのじゃないかなあという思いがしておりますし、またスギウラフサエ先生のように、私と同じように学校から帰ってこられるというような今体制では先生がないかと思っております。何せ先生の時間が非常に忙しいというので、生徒と向き合う時間も少ないだろうと。学校の先生も1日が24時間、生徒も1日24時間、父兄の方も1日24時間なんです。お互いに助け合う時間を、助け合っただけのゆとりのある時間帯にしていこうことによって教育は充実するんじゃないかなあという思いを今思っております。

また、るる次のほうに移っていかなければいけないんですけれども、教育に関しては私は私なりの思いがありますので、いずれの機会にまた教育長さんと一般質問等々を通して議論をしていきたいなあというふうに思っております。

学校関係のことは不得意なほうですので、またいずれ先輩議員がやっていただけるだろうという

ことで、私のほうの次の質問、四季彩館のほうに移りたいと思っております。

この四季彩館、根尾にあるわけなんですけれども、この四季彩館は非常に、前にも一般質問等々した記憶があるのか、委員会か何かでお話したことがあるのか、記憶は余り定かではありませんけれども、私はこの四季彩館をよく利用させてもらうんです。ことしに入っても2回ほど泊めてもらいました。

そういう中で、ここはCCNetで根尾のほうにも行きますので、少し職員の批判になるようなことは避けたいという思いがありますので、そのことはまた別のところでおしゃべりをするとして、ただあの経営、職員の態度等々云々を私なりに見ると、非常に問題があるなあという思いがしております。

私は年に1回や2回じゃなしに何十回というほど旅行に行きます。舛添さんが1泊25万とか35万で正月に泊まって高いなあという批判を食らったことがあるかと思うんですが、まだ私はそれ以上高いホテルも泊まったことがあるんですけども、銭が高いからいいなあという思いじゃないんですね。銭が安くてもいいなあというところもある。それはなぜかという、従業員の朝の、泊まりにいった最初の対応の5分、それから帰ってくる時のお見送りのときの5分、この両10分の対応で、また行こうかなあというふうに思ってしまうのは私だけじゃないと思っております。

そういうような中で、この四季彩館について、ずうっと赤字が続いていますよというようなことでございますので、そのことについて質問をしていきたいと思っております。

めがねをかけないと、ちょっと難しい字があるかと思しますので、めがねをかけて、余り文章を読むのは得意じゃありませんけれども、文章を読みながらやりますので、よろしく願いをいたします。

この四季彩館の年間売り上げは約6,600万円と伺っています。この6,600万円の売り上げを上げるために必要な経費について伺いをいたします。

過去5年間の売り上げは平均して6,600万円前後であります。経費のほうも5年間で幾らぐらい使用されたのか、年度別にわかればお答えをお願いします。

また、築20年以上が経過しており、いろいろなところが傷んでいると思しますので、今までに使われた経費もわかればお答え願いたいと思います。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

**○副市長（石川博紀君）**

御質問のホテル四季彩館の過去5年間の経費についてお答えをさせていただきます。

ホテル四季彩館につきましては、平成25年度までは、財団法人NEO桜交流ランドが指定管理者として管理運営をしておりました。全ての経費をホテル館、温泉館に分けて経理されておられませんので、NEO桜交流ランド全体の経費についてお答えをさせていただきます。また、平成26年度に3財団法人と1株式会社が道の駅織部の里を指定管理しておりました財団法人もとす振興公社に合



併されまして、平成26年度からは一般財団法人もとす振興公社が指定管理者として管理運営をしておりますので、ホテル四季彩館と温泉館と分けて経理をされておりますので、平成26年度、27年度についてのみホテル四季彩館の経費についてお答えをさせていただきますので、御理解をいただきたいと思ひます。

まず、過去5年間の経費総額につきましては、NEO桜交流ランド全体で、平成23年度が2億380万円、平成24年度が2億40万円、平成25年度が2億580万円、合併後の平成26年度は2億500万円で、そのうちホテル四季彩館の経費につきましては7,820万円、平成27年度につきましては2億1,000万円のうちホテル四季彩館の経費は8,690万円となっております。

また、修繕費ということですが、指定管理者による基本協定に基づきまして、市ともとす振興公社が協議の上、修繕等を実施しておるところでございますが、過去5年間についてお答えをさせていただきますと思ひます。

市の予算における修繕につきましては、温泉ろ過のポンプ、また浄化槽の修繕などもございまして、温泉館、ホテル館に区別できませんので、NEO桜交流ランド全体での修繕費と、また施設改修を含めた金額についてお答えをさせていただきます。

平成23年度が約1,200万円、平成24年度が1,800万円、平成25年度が1,700万円、平成26年度につきましては1,650万円、昨年の平成27年度が370万円の支出となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、大体の経費を伺ったわけですが、大ざっぱには毎年約2億円ぐらいのお金が全体で使われていますということなんですけれども、その全体の売り上げを今ちやちやと見てみますと、2億円を超えたことは多分ないであろうというふうに思っております。

早い話が、だから赤字だということになるわけなの。その中で、今言われたように、修繕費まで含めれば、当然もっと大きなお金になるだろうというふうに思っております。普通の会社でいきますと、売り上げを上げるためにいろいろな電気代、ガソリン代、それから仕入れのお金と、当然人件費等々を含めて、そしてその経費よりも売り上げが多くて初めて黒字になるわけなんです。

四季彩館においては、いろいろな補助金等々の中において運営されているのかなあという思ひもしておりますけれども、この補助金というのは市民からお預かりした大事なお金なんです。その大事なお金を、補助という形で数字上余りよくわからないふうに出ているんじゃないかなあという思ひがしております。

そこで、難しいこと、細かいことを聞いてもよくわかりませんので、質問の2番目に移りますけれども、この四季彩館、わかる範疇内で結構です。年間に実質的な赤字はどのくらいあるのかお尋ねをします。

また、28年度のこの四季彩館の売り上げ予測というのか、そういうのがわかればお尋ねをいたし

ます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、ホテル四季彩館の実質的な赤字ということでお答えを申し上げますが、先ほど申し上げましたが、経理で温泉館、ホテル館の収支が区分されております平成26年度からの2年間についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、ホテル館の事業収入でございますが、平成26年度は5,950万円、平成27年度は6,590万円となっておりますが、また各年度の決算におきますホテル四季彩館の当期収支差額につきましては、平成26年度がマイナス1,220万円、平成27年度につきましてはマイナス1,490万円となっておりますが、ホテル四季彩館につきましては、市からの指定管理料、これが570万円ございまして、これを収入計上しておりますので、指定管理料を収入から除いた金額の平成26年度につきましては1,800万円、平成27年度につきましては2,060万円が実質的な赤字というふうに考えております。

また、次でございますが、平成28年度のホテル館の売り上げ予測等ということでございますが、28年度のもとす振興公社の予算といたしまして約7,000万円を計上しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

数字をごちゃごちゃ並べると、質問等々がわからなくなります。

簡単な言い方をしますと、この四季彩館の5年間、私なりにこの売り上げを計算してみましたところ、平均、本当に絵に描いたように6,700万から6,600万ぐらいの売り上げなんです。そして、実質的な今赤字をということで税金等々もその中に管理料という形で入っておるんですけども、それだけを見てもなおかつ2,000万弱というものが、これは民間では絶対もらえないお金なんです。それにまた修繕費等々、これも本来は一緒にひっつけないのだけれども、なっていない。

それで、この四季彩館においては6,600万、6,700万の売り上げということは1日計算をしますと、大体1日が21万円の売り上げなんです。1日21万円の売り上げを上げるためにあれだけの多くの人働いていれば、当然赤字になるのは「当たり前だのクリケット」という形になる。

それなら市民の税金、預かった大事なお金を投資しても、この本巢市にとって本当にあの四季彩館は必要なのかということになってくるわけなんです。地域に対する貢献度、その他もろもろがあれば結構なんですけれども、そういうものの解消ができる知恵が、今、副市長にしても市長さんにしてもあるならお聞かせを願いたい。

もし、その思いがないとするなら、今後どのようにあの四季彩館を運用していくのかをお尋ねい

たします。

○議長（大西徳三郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

ホテル四季彩館の新たな改善策ということでお答えをさせていただきたいと思います。

市といたしましては、昨年度はうすずみ温泉を森林セラピー基地とする森林セラピーの認定を受け、国の地方創生交付金を活用して森林セラピー事業を推進してきたほか、森林浴による健康づくりをテーマとするJAぎふとの健康づくりにおける相互応援協定を締結いたしまして、JA組合員を対象とした森林セラピープランなどの連携事業を推進してきたところでございます。また、昨年9月には一般企業とも連携協定を締結いたしまして、商品開発や観光施設の運営等に対する指導をいただくなど集客に努めてきたところでございます。

また、今年度につきましてはグリーン・ツーリズム誘客事業といたしまして、うすずみ温泉の宿泊に利用できる割引クーポンを発行いたしまして、宿泊客の利用増を図るほか、JAぎふや企業との連携協定に基づきまして、森林セラピーの活用、また接客などの職員研修を実施いたしまして人材の育成を図るなど、各種企画プランのPRやサービスの向上によって施設利用者の増加に努めているところでございます。

また、今後につきましては、糸貫インターの供用開始を見据えまして、集客の多い道の駅織部の里もとすにおきまして、北部のうすずみ温泉をPRする施策を検討していくほか、JAぎふが企業との連携によりうすずみ温泉周辺の荒廃農地を活用して田植えや収穫を行う耕作放棄地の再生・復活プロジェクトに合わせた企画プランの創設や企業協定に基づく経営指導を積極的に取り入れ、経営の改善を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

セラピーのことも出ましたし、私たちも研修に行きまして、セラピーで成功したところがないということなの。それをどうして利用して集客を図るのか、変な言い方をすると、お手並み拝見ということになるかと思っております。

私も経営者の一人として、あそこの経営ならどうしたらいいかという思いは持っております。

この話をしますと時間がなくなってしまうので、市長さんにおかれましては、これを民間に委託する意向があるのか、また市長としてこの四季彩館を今後も持続していくつもりなのか、また何らかの形を今考えているのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、四季彩館につきましての御質問にお答え申し上げたいと思います。

御質問の中で、今後どうしていくのかというお話もございますけれども、この四季彩館の新たな利用方法ということを少しお話し申し上げたいと思っております。

ちょっと重複いたしますけれども、本来この四季彩館の置かれておる意義、そして私どもがこの温泉について感じていることというのは、まず前段のほうでお答え申し上げてとどめさせていただきたいと思っておりますけれども、このホテルから温泉を含めましたうすずみ温泉というのは、本巢市NE〇桜交流ランド条例に基づきまして市が設置している公の施設でございます。市民の健康増進と観光事業の振興を図るとともに魅力あるふるさとを創出することを目的とした施設でございます。また、本巢市におきます通年性の観光や複数の観光資源を生かした滞在型の観光を目指す上で、大変重要な拠点施設でもあり、今後とも私どもとしては、可能な限り維持していきたい施設であるというふうに考えております。

また、四季彩館では、先ほどちょっと質問の中にもございましたけれども、地域住民の雇用とか地産地消というのを目指しております、食材や燃料などは極力地域の業者から調達を行うなど、地域雇用や地域経済にも貢献もいたしております、それなりに地域への貢献というものもある施設でもございます。

しかしながら、先ほど来、副市長からお答え申し上げますように、ずうっともう近年は赤字経営が続いております、毎年2,000万近い赤字になっている厳しい経営状況になっております。

こうした現状を踏まえまして、今後も市の観光振興、また市民の健康増進の重要な拠点として、私が先ほど申し上げましたように、何とか可能な限り維持していきたい施設だというふうに思っておりますけれども、そういった施設を継続的、安定的に維持していくためには、ここで企業的経営の方法というのを採用することも必要になるんじゃないかというふうに考えております、現在この温泉等々を含めて本巢振興公社への指定管理もしておりますけれども、これがことし28年度で契約満了となるということから、指定管理者の公募も含めて、もう少し外の人の力もお借りしながら、もう少し企業的経営のできるような管理ができないかということで、今年度そういう方向をも含めて検討していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今ある施設をそれぞれ地域に貢献もしておる。そしてまた、なおかつこういう市としても何とかして維持できるものは維持していきたいというふうに思っておるところでございます、経営がしっかりと安定をして、今議員のほうから御心配をいただいておりますことのないような形に経営が動けば、我々としても大変うれしい限りでありますので、ぜひそういうものに少しでも近づけるような努力をしてまいりたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この四季彩館のことについては、もう少し時間があるときにやりたいと思っております。次の9月議会、もしくは12月議会に改めて質問をしますので、よろしくお願いをいたします。

私としてはもう少し違った形である四季彩館を利用したいとの思いがあります。その中で四季彩館の話はこれで終わりにして、次に合併特例債と新庁舎建設についてお伺いをいたします。

合併特例債の有効期限も2年余りとなりました。合併特例債は約163億円あるわけなんですけれども、今までに使われた金額は63億と聞いております。まだ100億程度の合併特例債が残っておるわけなんですけれども、この合併特例債を市民のために使うべきではないかなあという思いをしておりますので、新庁舎の件で使ったらどうだという思いの中からお聞きをいたします。

私のときの会ニュースで、新庁舎を建設するのに広い土地が要るということで、土地の所有者に1万坪ぐらいの土地がどこかにありませんかと声かけをしたところ、4人の方から電話がありました。1万坪ぐらいなら何とかまとめる用意がありますよということが電話でありました。ですので、市長さんがその気になれば、あすにでも1万坪の土地の場所を提供することができると思っております。

その中で市長さんにお伺いをいたします。

前の一般質問等々でも出ておりますけれども、その中で条件を整えろということでございますけれども、私は条件は既に整っているというふうに思っておりますけれども、市長の思いとしてはいかがか、お伺いをいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

改めて前に立ちまして答弁させていただきたいと思えます。

庁舎の統合の話につきましては、午前中の上谷議員の御質問でもお答えいたしまして、先ほど鏝本議員からお話もございました。

それについてもお答えをする前に、質問のほうでは特例債の使い道がどうのこうのという御質問をいただいておりますので、そちらのほうも少しあわせてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、合併特例債につきましては、東日本大震災によります被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律というのが平成24年6月に施行されたことによりまして、本来ですと合併特例債は10年間というふうになっておったものが5年延長になりまして、平成30年度末までのいわゆる15年間に延長をされたところでございます。

本巢市におきましては、先ほど来お話にございますように、借入れの限度額が162億8,000万円というふうになっております。平成27年度末までの借入実績といたしましては63億6,900万円ということで、平成30年度末までにまだ99億1,100万円ほど合併特例債が使える、借入れが可能なこととございます。そういった状況には合併特例債があるということとございます。

次にはこうしたことを踏まえて、新庁舎の建設についての御質問でございます。

これにつきましても午前中の上谷議員のところでもお話し申し上げましたけれども、ちょっと重複いたしますけれどもお話をさせていただきたいと思います。

庁舎統合検討委員会におきまして、いわゆる分庁舎方式の課題ということで、市民の利便性の向上、防災体制の強化、効率的な組織体制の構築、または糸貫分庁舎の老朽化への対応と、また施設運営に係る経費節減といった現状の課題を、庁舎の今における課題を挙げさせていただきまして、そういったことを踏まえて議論をしていただきました。

そうした中で、こうした課題を解決するためには、庁舎統合につきましても委員会においても分庁舎方式でなくて、やっぱり統合庁舎がいいんじゃないだろうかということで、統合庁舎についての御判断をいただきました。

ただその中で、いろいろ附帯意見、意見がございまして、統合庁舎をやるのはいいのですけれども、場所、それからその進め方、それからどういうやり方でやるのかというようないろいろ方法については、そしてまたそういうものをつくるに当たっては長期的な展望を踏まえた、いわゆる庁舎統合の整備を検討していく必要があるという御報告をいただいたところでもございます。

そういったことから、午前中の上谷議員の御質問でも今回の新庁舎の建設というのは、いわゆる長期的な展望を踏まえた統合庁舎を引き続き検討していきたいということで、場所とか、それから方法等が具体化してくれば、合併特例債の活用も含めて検討していきますよというお答えをさせていただきました。そういったことについては、何も変更ございません。そうした場所、方法、そしてこれが市民の皆さん方、そしてまた関係者の皆さん方から同意が得られると、そしてこの場所で、この場所とか方法、やり方でいいというようなものが出てまいりますれば統合庁舎の実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これは期限を切ってやるべき問題ではなくて、こういった話が具体化した時点で進めていくというふうには考えております。

また、合併特例債を残してもったいないというようなお話もあろうかと思えますけれども、特例債の今後の使い道につきましては、この特例債の使い方というのは御案内のように、合併したときに新市の建設計画というのを定めてやっておるわけですが、こういった新市の建設計画の中に定める事業に充てるという制限がございます。そういったことから自然環境の保全ですとか、地域内の幹線道路の整備とか、都市環境の整備とか、地域産業の育成とか、そういった地域の課題へ対応したまちづくりを推進するために真に必要な事業にできる限り有効に活用するというふうになっておまして、基本的には新市の建設計画に定める事業を中心に掲げてある事業を中心に今後も必要な事業として有効に活用していきたいというふうに思っております。

そういった中で、今回の庁舎の統合もそういった中に、新市の建設計画の中でも読み込める事業でもありますので、こういうものが可能であるならば当然対象として今後検討していかなくてはならないなというふうに思っております。

そういった中で、また繰り返しになりますけれども、要するに期限を切って合併特例債の期限が

来ているから等で急いでやるとかいうのじゃなくて、そういうことも含めて、候補場所、方法、やり方等々が皆さん方の賛同を得られて、そして皆さん方が納得できるものが見出せれば、それに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

合併特例債を使わなくてもということになりますと、合併特例債を使うか使わないかでは、市民に対する負担が非常に違ってきます。

それからもう1点は、場所はどこにするかということをして10人の人に問えば、10通りの場所を言われます。真正につくると言えば、根尾の人やら本巢の人はぶうたらぶうたら言う。本巢につくると言えば、糸貫や真正の方はぶうたらぶうたら言う。どこにつくってもぶうたらぶうたら言う。これは当たり前のことなの。ですから、どこでつくる、どういうふうにつくる、こういうふうにつくるということは市長の判断、勇気なの。その勇気を持って物事に当たり、その中に地域の人たちの意見を少しずつ入れていく。そして、全体的な総意を得られるという方向に持っていくのがトップとしての役割だろうと思っている。そういう勇気ある決断をどこでするかということは今求めてはいません。この問題はまた次に、またいろんなところでいろんな形で行っていきますし、最終的には市民集会を企画してもよかろうかと思っております。

30億、50億というお金を使う事業ですので、大きなものをどーんとつくって、県外の業者、また市外の業者に仕事を委託するようなことはしないで、なるべく地元の業者を利用した一つの大イベントとして、この合併特例債を使った新庁舎建設にできればいいかなあという思いがしております。

市長さんが望めば、あすにでも500人規模の住民集会等々なら、すぐにでも集めて段取りをする用意はあります。

この本巢市の今後のためにも、新しい庁舎、そして新しい本巢市という形をとるために、合併して十数年たってもいまだ余り旧来のものと変わっていない。どうかこの市民の方たちに新しい夢、希望を与えるためにも大事業として考えていただきたいと思っております。

この新庁舎のことについては、今も言われるように、やらないとは言っていないということでございますので、やる方向だというふうに解釈して、今からいろいろな提案をしていきたいと思っております。

きょうはこれにて終わります。

○議長（大西徳三郎君）

これにて暫時休憩をいたします。15分休憩して、午後2時50分から再開をいたします。

午後2時35分 休憩

---

午後2時50分 再開

○議長（大西徳三郎君）

会議を再開いたします。

続きまして、5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

議長に指名いただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、4月14日、16日と熊本地震におきまして被災に遭われた方に心からお見舞いを申し上げます。

ということで、今回は防災対策について質問をさせていただきたいと思います。

質問の理由は、熊本地震から約2カ月が経過しましたが、震度1以上の余震が1,400回以上を超え、今も揺れが続いています。今後の防災対策に熊本地震の教訓を生かすためです。

災害は全て様相が異なります。阪神・淡路大震災は直下地震であり、東日本大震災は津波でした。今回の熊本地震の特徴は連続大地震とその後の群発地震、一連の熊本地震を引き起こしているのは住宅街の直近を走る活断層だと言われています。被災住民の多くの方が活断層の存在は知っていたが、何の対策もしてこなかったと後悔をしていたと熊本地震の現地調査を行った名古屋大の教授が話しておられます。

日本列島は至るところに活断層がひしめいています。専門家の間では、東日本大震災を機に日本は地震の活動期に入った。未知の活断層もあるといった見方もあります。

活断層の近くはもちろん、そうでない地域でも細心の備えをすることが肝要で、日本列島に暮らす以上、どこにいても地震と無縁でいられない、遠方の災難であっても、あしたは我が身と考えることが重要でございます。

政府の地震調査委員会では、今後活発に活動すると見られる97の主要な断層帯を公表していますが、まずは身近な断層を知り、きちんと活断層の位置を把握して対策に生かすべきだと考えますが、認識と対応についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、活断層の認識と対応についてお答えをさせていただきます。

本巢市では災害対策基本法に基づき、災害の発生に備え、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための防災上必要な施策を定める計画といたしまして地域防災計画を策定しております。

本計画の策定に当たりましては、岐阜県が示しております南海トラフ巨大地震（岐阜県内の各断層）の被害想定調査をもとに市内で起こり得る最大規模の地震を養老桑名四日市断層帯地震として計画の策定を行っております。

また、岐阜県内は全国的に見ても活断層が多く存在する地域であり、現在最も発生が懸念され、30年以内の発生確率が70%と言われる海溝型地震である南海トラフ巨大地震だけではなく、多くの



活断層を震源とした地震が予想されております。

本巢市ではこのような活断層を認識していただくため、地震による揺れの大きさや液状化の危険性、また揺れそのものや液状化による建物の倒壊の可能性を広く周知するため地震防災マップを作成しており、平成26年度には県が公表しました新たな被害想定を反映したマップに改訂し、全戸に配付させていただき、その危険性を周知させていただいておるところでございます。

地震対策では、岐阜県内のそれぞれの活断層の危険性を認識することは自助の取り組みとしては非常に重要なことであり、減災につながるものでございますので、今後も危険意識の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[5番議員挙手]

**○議長（大西徳三郎君）**

船渡洋子君。

**○5番（船渡洋子君）**

被災地域が広いと、救助、救援活動は一気に難しくなります。大きな地震であればあるほど平時からの個々の住民と各世帯の備えが対応を左右することを胸に刻んで地震への備えを周到に進めてもらいたいと思います。

次に2点目ですが、国は2013年、災害対策基本法を改正し、市町村に避難行動要支援者名簿をつくるよう義務づけました。地震や津波などで寝たきりなど避難に支援が必要な人を事前に把握するのが狙いです。地域にどんな支援を必要とする人がいるのかを把握する手段にもなります。

高齢者や障がい者など要支援者の把握、受け入れについての取り組みをお伺いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

**○健康福祉部長（村瀬正敏君）**

それでは、要支援者の把握、受け入れについての取り組みはにつきましてお答えさせていただきます。

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によりまして、災害弱者である高齢者、要介護者及び障がい者の避難行動要支援者名簿の備えつけが義務づけられております。

平成27年3月に避難行動要支援者台帳管理システムを導入し、本巢市地域防災計画に基づきまして避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、現在820名の名簿を整備しているところでございます。

また、高齢者、障がい者等の特に配慮を要する方の避難所として、根尾、糸貫デイサービスセンター及び旧真正デイサービスセンターが福祉避難所として指定されており、速やかに開設及び運営を行うことができるよう、市の保健師や介護等の専門職の配置や資材の調達をし、受け入れ体制を整えてまいります。以上でございます。

[5 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5 番（船渡洋子君）

熊本市の場合ですが、名簿に登録されていたのが約3万4,000人いたわけですが、避難所でなく、目の届かないところに避難した場合、行政が把握するのが極めて難しく、体調にリスクを抱えた人を探し出すためのローラー作戦が必要だということです。行政だけでなく、看護師や保健師を中心としたボランティアがチームで戸別訪問するというのが有効であったというふうに聞いております。

避難所での生活が困難な高齢者とか障がい者が見つかった場合、福祉施設などに設置される福祉避難所が受け入れとなるわけですが、今回熊本でも障がい児の子が被災に遭って、それがトラウマになって皆さんのいる避難所で奇声を発して、やむなく車の中で避難をしたというような例があったわけですが、いろんな福祉施設なんかはそこに見える方で目いっぱいという場合もあると思います。そういったことの交流といいますか、ここがいっぱいになったらこちらの福祉施設でというような、やっぱりそういうことまできめ細かく決めておくことが大事ではないかなというふうに思います。

熊本では176施設が福祉避難所に指定をされていたんですが、19日現在で設置されたのは15施設で入所者は27人という、市の調整が追いつかなかった。それはケアする人自身が被災に遭って、また物資不足などの活用に壁があるのが実情であったということですが、広域でそういった、先ほど言いましたように、福祉施設とかまた職員さんを派遣し合える仕組みとか、そういうことも緊急時には役立つと思いますので、そこまできめ細かく決めておくことが必要ではないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

大変難しい問題と考えておりますが、災害時要援護者支援対策のマニュアルが、過去につくったものがあるわけでございますが、もう一度そういったものを見直していきたいと考えております。以上でございます。

[5 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5 番（船渡洋子君）

いろんなことを想定して、よろしく願いをいたします。

次、3点目ですが、大きな災害が起きると避難所での生活を余儀なくされる可能性があります。避難所をどう運営するか、事前の備えを地域ぐるみで考えておくことの重要性を改めて認識します。地域だからできる準備にふだんから取り組むことが大事であり、事前の備えを地域ぐるみで考えて

訓練することや自分のまちは自分たちで守ろうという、今、自助、互助、公助というふうに言われますが、それに加えて「近助」という、近い助けということで、隣組、近所の人たちが助け合うという、そういった訓練も大事ではないかなあというふうに思います。

自主防災があるわけですが、私の住んでいるところの自治会長もこの熊本の地震のときにもう一度見直さなきゃいけないねということで、皆さんから何かいい意見があったら教えてくださいとかとすごく前向きに捉えてみえたわけですが、そういった自主防災の取り組みのチェックといいいますか、自治会長さんとか自主防災の方たちがどういう意識でやっているかによって全く変わってくるというふうに思いますので、その辺のチェック機能といいいますか、そういったことはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

「近助」の取り組みについてお答えさせていただきます。

防災対策や災害対応につきましては、それぞれの役割を認識し活動する自助、共助、公助が非常に大切なことであると言われております。その中でも、災害対応における最も基本的な考えである自助は、自分の命は自分で守ることが大前提であり、家庭内での食糧の備蓄や住宅の耐震対策、発災時の避難などがございます。

しかし、個が行う対応には限界があり、災害が発生した場合には避難所での生活や近隣住民が助け合いながら対応を行うことも重要であります。阪神・淡路大震災では地震発生後に生き埋めとなってしまった方々の救助活動において、自衛隊や消防等の公的な機関による救助だけではなく、発生現場にいる近隣の方による救助により多くの命が救われたとの報告もされております。

このように災害による被害を軽減するためには、地域防災力の向上が不可欠であることから、市では自主防災組織の取り組みに対する助成等によりその活動を推進しております。

また、防災における人材育成のため防災士資格の取得に対する助成制度を設け、地域防災のリーダーとなる人材の育成に努めております。これまでに自主防災組織においては11人、消防団員14人、職員10人の計35人が取得し、独自で防災士資格を取得された方を含めまして現在市内では60名の方が防災士資格を有している状況でございます。

そのほか、市では毎年、市総合防災訓練を実施し、各自主防災組織での訓練の実施を促すほか、岐阜県と共同し災害を想定した図上訓練を実施し、より災害を理解し、災害について考える機会を設け、市民、個人の防災力の底上げを行っております。

今後も地域の防災力向上を目指し、地域全体の防災力が向上されるよう、より一層の防災対策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

今進めているということで、それは私もわかっているんですけど、先ほど言いましたように、地域によって温度差があってはならないなというふうに思いますので、何かある機会に、あその地域はこういうことをやっているよみたいな、交流みたいなことを今の総合防災のときでもいいですし、やっぱりそういう交流も必要ではないかなあというふうに思いますので、今後その点も検討をしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、4番の質問ですが、大地震の際に起こる通電火災や家具転倒による圧死、負傷から市民の生命、財産を守るため、感震ブレーカーの設置費用の助成、また家具転倒防止の助成についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

感震ブレーカーの設置費用の助成、家具転倒防止の助成についてお答えさせていただきます。

地震の揺れに反応しブレーカーを切ることで、地震後に懸念される2次災害の一つである火災の発生を防止する感震ブレーカーは地震による被害拡大を防止するため有効なものであると考えております。

また、家具転倒防止金具は地震の揺れによる家具の転倒を防止することで、被害防止や倒れた家具により逃げ場を失う等を防止するために有効なものであることから、本市では現在、高齢のひとり暮らしの方等に対し家具の転倒防止金具を支給し、取り付けを行う事業を実施しております。

今後、防災・減災対策を進めていく上で、感震ブレーカーは必要なものであることから、市民への啓発を推進してまいります。

なお、設置費用の助成制度につきましては、今のところ考えておりませんが、既に実施しております自主防災活性化補助事業の中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

私も感震ブレーカーって何なのかなあというふうに思ったんですけど、今お話があったように、要するに揺れたときにブレーカーが上がって電気が通らないようにするというものなんですけど、2次災害を防ぐには本当に大事なものであります。

静岡県の藤枝市というところが、この感震ブレーカーの設置費用の補助事業をこの16年度から進めて、そして今の家具の転倒については、先ほど65歳以上の高齢者の自宅には金具をとというふうに

言ってみえたんですけれど、ここはもう1つ、家具転倒防止事業ということで、専門の大工さんが下見した上で施主の家に合ったプロの施工をするという、それぐらいすごいことを進めて、対象家具は、たんす、食器棚、本棚、冷蔵庫で1世帯につき3台までという、そんな助成をしているというふうに聞いています。その対象者は高齢者のみの世帯、それから身体障害者手帳の1級、2級、療育手帳の所持者などがある世帯、それから未就学児がいる母子家庭という、なかなか自分たちではやれないといったところの助成を進めているということですので、今後そういったことも検討をしていていただきたいと思いますし、またそういう補助をやっているよということが、補助を受けられなくても、ああ、そういうのがあるんだという周知にもなっていくと思いますので、それも今後課題として進めていていただきたいというふうに思います。

次に5点目ですが、災害で浮き彫りになった課題の一つが安否、交通、給水など情報を得たり連絡を取り合ったりするための通信手段の確保ということで、大規模災害には無線LAN、Wi-Fiが有効とされますが、全国の防災拠点の設置は大変おこなわれております。

総務省のほうから調べたんですが、全く進んでいなくて、役場とか庁舎の施設が9%、避難所は1%、避難場所は0.1%とほとんどWi-Fiが整備をされていない状況であるということで、政府は避難所などのWi-Fi整備を進めて、自治体などに費用の一部を補助する事業を実施中であるというふうに伺っております。

徳島県なんですが、徳島は今の南海トラフ地震に備えてということで、Wi-Fi普及が全国的に低調な中、14年度、国の補助事業も活用して防災拠点107カ所に誰でも無料で使えるWi-Fiを整備したということです。徳島がなぜそのWi-Fiの先進地になったかというもう一つの理由は、高速大容量のデータ通信が可能なブロードバンド環境が県内全域に張りめぐらされているということで、それは本巣市にも言えるんですが、全市町村にケーブルテレビ網を整備して、この全国屈指のインフラ環境がWi-Fi普及の土台となっているということで、Wi-Fiが整備済みの施設では、平時、災害時にかかわらず利用可能で、携帯電話などWi-Fi接続をオンにして画面に表示されたアクセスからTokushima Free Wi-Fiを選べば利用できるという、そういう状況になっているそうです。平時は安全上の観点から利用時間の30分ごとにメールアドレスを入力するというのですが、災害時は入力も時間制限もなく使うことができるということで、Wi-Fiの整備促進をされているわけですが、本市も、きょうも来てみえますけれども、CCNetという、そういった配備ができていますので、Wi-Fiが接続できないかなあと、一緒じゃないかあというふうに思ったんですけれど、その点はいかがでしょう。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

CCNetが提供するWi-Fiの接続についてお答えさせていただきます。

地震など大災害発生時は、安否確認や被災地への問い合わせなど電話が増加し、電話がつながり

にくいふくそう、電話が集中する状況が起こります。そのような中で安否を確認したり連絡を取り合ったりする手段として、東日本大震災で注目されたのがインターネットによる情報の共有でございます。

CCNetでは、現在ケーブルテレビの利用者に対するサービスとして、市内公共施設13カ所にWi-Fiを設置しており、ケーブルテレビ利用者がそのサービスを利用してインターネットを利用されているところでございます。

災害発生時におきまして、CCNetが提供するこのWi-Fi接続サービスが無料開放されることとなっており、平成26年度に発生した大雨による被害による避難指示を発令した際には、避難指示が解除されるまでの間におきまして無料開放をされております。

今後につきましても同様に、災害発生時にはCCNetによるサービスが無料開放されるように協力を依頼してまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ただいま13カ所と言われましたが、それは庁舎と避難場所でしょうか。ちょっとどこにWi-Fiが設置されているのかお尋ねをします。

○議長（大西徳三郎君）

岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

ちょっとはっきりした資料は手元にないものであれですけど、各庁舎と道の駅に設置されておると思います。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

Wi-Fiのちょっとだめなというか、半径何キロ以内、何メートル以内というところしか電波が届かないという、そういう点があるので、できるだけWi-Fiが接続できる箇所を多く持っていただけるようにしないと余り意味がないかなあというふうに思いますので、その点お願いをします。

今回の熊本地震でも、新聞で読んだかニュースで聞いたかちょっと覚えがないんですが、家屋の下敷きになってしまった方がLINEで妹さんか何かに連絡をして助け出されたという、そういった実例がありますので、ぜひともそういったいざというときにメールのやりとりができるような、そんなことも、幸い本巢市は今のケーブルテレビのネットができていますので、お願いしたいと思います。

私も我が家ではWi-Fiでどれだけインターネットを使っても制限なくお金もただというのか、要るのか要らないかちょっとわからないのですが、たくさんは要らないという、そういうのを利用していますので、ぜひそういったことを今後きちっと整備をしていていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、この防災対策の最後ですが、熊本地震を一つの教訓としての市長の御所見をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、熊本地震を一つの教訓として所見はということでございます。

先ほど来、ずうっと熊本地震に関連して6項目いただいておりますけれども、それぞれ答弁させていただいております。

今回、熊本地震では、一番私が感じているのは、地震が起こるたびに東日本大震災、阪神大震災と見ておりますけれども、そのたびごとに想定外、想定外、今までのパターンとは違う地震になってきておるということでありまして、こういった地震に対しては前のを教訓としてなかなか次のものに全面的に生かされるというのは厳しい状況が起きているというふうに思っております。

そうした中で、今回の熊本地震について特徴的なことというのを少しお話を申し上げたいと思っております。

熊本地震はいわゆる何遍も言われていますように、内陸型の活断層を震源とした地震として熊本県、大分県にも甚大な被害をもたらしたものでございます。

また、今回の地震の特徴というのは、今までは地震は1度大きなやつが来ると、その後はもう余震ということで大体皆さんそれで安心して、それぞれ壊れていない家屋に戻ってまた住むというようなことをやっていたけれども、今回熊本地震では震度7が2回も続けて来たということで、亡くなった方の大半が2度目の地震、壊れかけた家の中で、もう来ないよと思って入ったところで地震を受けて多くの方が亡くなった。今回亡くなった方の大半は2度目の地震で潰れた家屋の下敷きになったり、家具等の下敷きになったりということで亡くなったのが大半でございます。

そういったことで、今回の地震も初めて2回大きなものを受けたということで、今まで経験したことのない、想定外の地震だったというふうに思っております。

そういったことで、こういった2回も同じものが起きたということで、耐震補強をしておりました新耐震基準を満たしておったような建物も数多く壊れて被害も受けております。

我々本巣市も、先ほど来部長がお答え申し上げますように、震度6強の地震に耐え得るということで公共施設、学校等を含めていろいろ耐震構造、耐震補強をしてきておりますけれども、こういった震度6強がもし2回続けて起こった場合にはどうかというようなことで、今回の熊本を見ていると大丈夫だろうかというようなことを心配もいたしております。

それから、今回そういったことで多くの公共施設も壊れたりしたということで、そしてまた、家がまた壊れるのではないかということで心配だというようなことで、今回は今までと違って車やテント、家に怖くて入れないというようなことで、車だとかテントの避難者というのが今までにない多数発生をいたしておりまして、なかなか被災地における避難者の把握というのが十分行えなかったというようなことで、また支援物資も数多く送られても、それが被災者のところへ届かなかったというようなことも報道として言われておりまして、今そのように現状も午前中の上谷議員のお話の中でもそんなようなお話もございましたけれども、なかなか物はあってもうまく届かなかったというようなお話も出ております。

岐阜県は全国的に見ましても、先ほど来お話がありますように、本当に活断層が多く存在する地域でもございまして、その活断層を震源とする地震が発生した場合には、この本巣市でも熊本地震と同様に大きな被害が発生するということが容易に想定される場所でもございます。

今後につきましては、今回の熊本地震の今の7が2回も来たというのは地震の検証というのがこれから行われてくるだろうと思います。耐震補強に対する考え方とか、避難所を避難場所とか物資の輸送等々、多分いろいろこれから検証がされると思います。そういった国・県等を通じて調査がやられると思いますので、こうした検証結果を踏まえて市の防災計画というのも見直しを行っていかなくちゃならないと思っています。

既に、国も県も防災計画等の見直しというのも含めて検討するということを言っておりますので、いずれは我々本巣市のほうもこういった検証結果に基づいて防災計画の見直しということを全面的にやっっていかなきゃならないというふうに思っております。これからの想定される被害の最大のものを想定して、しっかりとした防災体制を築いていきたいなというふうに思っております。

そういう中で、今回も船渡議員のほうからいろいろお話もございましたけれども、「近助」という、いわゆる自助・共助・公助も含めた「近助」という、いわゆる本当に近いところでお互い助け合うというようなことも必要だというようなこともお話もございましたけれども、まさしくそのとおりでありまして、防災におきましては、まずは自分の命は自分で守るということは大事ですし、また地域の中で助け合って被害を防止するというのも大変重要になってきております。やはり自助・共助・そして「近助」というものが大変必要になってまいります。

今回の熊本地震におきましても、常日ごろからこうした防災に取り組んでいた地域では、いわゆる災害弱者の救出、また安否確認、食事の提供と、そういうところはうまく機能したというふうに言われております。やはり常日ごろからこうした行動をとっている地域は、しっかりとした減災対策ができたというようなことのようにございます。

そういったことから、我々はこれからも東日本、阪神、それから熊本地震、こういった過去に発生した災害の教訓をこれからも生かして、市民一人一人が防災意識を持って、ふだんからこうした災害に備えられるように、自治会、自主防災組織への支援というのものにももちろん協力をお願いしながら進めていきますし、我々市としてもこうした活動をしっかりと支えていきたい。そしてこういった地震があったときには一人でも被災者が少なくなるようにこれからも取り組んでまいりたい



というふうに思っております。

いずれにいたしましても、地震等々が起こるたびに前例のないということでいろいろと問題になっておりますけれども、これからはそういう前例がない前例がないといって、想定外といって逃げのではなくて、できるだけ災害は当然起こることを前提で、やっぱりこれから気を引き締めて、もっともっと強化をしていかなきゃならないというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

本当にこれで万全ということはないというふうに思いますので、これは私たちみんなが言えることですが、本当にいつ何が起きても大丈夫だというような思いで常日ごろその防災に取り組んでまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

続きまして、大きい2番目のひとり親家庭学習支援についてお尋ねをいたします。

この質問理由は、子ども・若者育成支援推進大綱というのを政府が2月に閣議決定をしました。

まずできることから推進するためということで、ひとり親家庭の学習支援ということをお尋ねいたします。

ちょっと長いのですが、読みますね。

子ども・若者育成推進大綱では、子ども（乳幼児から18歳ぐらいまで）と若者（中学生から30歳代ぐらいまで）が大人になり、自立するまでのライフサイクル全体を見通した支援の実施が特に重視されています。例えば近年深刻になっている子どもの貧困問題。厚生労働省が2014年7月に発表した調査によると、18歳未満の子ども6人に1人は年間の平均所得が122万円以下の貧困状態に置かれているといえます。子どものときに貧困であると、大人になっても貧困から抜け出せない貧困の世代間連鎖も広がっています。生活苦から高校や大学への進学を諦めたり、授業料が払えずに中退する子どもが多い。貧困のために教育の機会を十分に得られなかった結果、高収入の職につくことが難しくなるためです。こうした実態を踏まえ、大綱では、1. 生まれてから義務教育年齢に達するまでの乳幼児期間、2. 小学生までの学童期、3. 中学生から18歳までの思春期、4. 18歳から30歳未満までの青年期、5. 青年期を過ぎ、自立した生活を送ることが困難な状態のある40歳未満までのポスト青年期の各段階で途切れることなく、継続した支援を行うことを重視、最終的に若者が修業し、経済的基盤を築けるようになることが必要と強調しています。

今後体制も整えられ推進されていくと思いますが、まずできることからとってお尋ねをいたします。

昨年、県の事業として羽島市がモデル地域となり、小・中学生を対象としたひとり親家庭学習支援事業が毎週土曜日に実施されています。母子家庭、父子家庭等のひとり親家庭の児童・生徒の学習習慣を身につけるとともに、対応される先生やボランティアの大学生等の交流を通して、日常的

な生活習慣、仲間との出会い、活動ができる居場所づくり等の効果があるとされています。

また、昨年4月には生活困窮者自立支援法が施行され、自立支援制度の取り組みがされています。自治体に義務づけられている制度と任意に実施できる制度があり、その中に生活困窮家庭の子どもに学習支援をする制度があります。このような制度を活用して本市においても実施の考えをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、ひとり親家庭学習支援につきましてお答えさせていただきます。

ひとり親世帯の子どもの進学には、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とした母子父子寡婦福祉資金貸付制度を利用することで、高校、大学、専修学校等への進学を促しています。

御質問のひとり親家庭の子どもの学習支援につきましては、ひとり親家庭の児童で塾に通うことができない児童の学習支援を、大学生による学習ボランティアにて羽島市が民間委託事業として実施されています。

今後、需要を考えながらひとり親家庭学習支援につきまして検討してまいりたいと考えております。

また、生活困窮者自立支援制度につきましては、本市では平成27年4月から必須事業であります自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を実施しておりますが、任意事業であります子どもの学習支援事業につきましては現在実施しておりません。

今後は、生活困窮者の相談内容の状況を踏まえ、必要に応じて子どもの学習支援事業等の実施を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今後検討していくということですが、全国的にも今回のこの生活困窮者自立支援制度の子どもの学習支援ということですが、これは自主ですので、どうしてもやらなきゃいけないというものではないんですが、それをやっている自治体というのを調べたところ、予定していないというところが自治体の45%もあるという実態が出たわけですが、今、子どもの貧困というのが大変問題というか、話題になっているわけですが、埼玉でもNPOの方がコミュニティーセンターで学習支援事業をやっている。その中で、4月からボランティアをしている女子学生の子がかつては自分もこの教室で勉強をしたと。ここに来ていると、いつでも自分の話を聞いてくれる人がいて、心のよりどころみ

たいな場所でしたと。母と二人暮らし、女子学生が中学2年生のときに家計を支えていた母が体を壊して生活保護を受けるようになって、進学するより働いたほうが良いというふうに思っていたときに、その大学生のボランティアさんから学生生活のこととかいろんな話を聞くうちに夢が膨らんで、今は奨学金で大学に通い、福祉の分野で学んでいるという、そんな例があるということで、やはりこうしたコミュニティーをやるということは大変大事なことでないかなあというふうに思います。

その所長さんである方が、子どもたちが自分自身で未来を切り開く力をつけなければ貧困問題は解決しない。学びは貧困対策の核ですと、このように言ってその事業を続けてみえるわけですが、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されるということのないよう、必要な環境整備と教育の均等を図るというのが2014年に施行された子どもの貧困対策法を受けた政府の閣議決定をした大綱だそうです。

ぜひ、子どもたちは今後社会の担い手になっていく大事な未来の投資というふうに思って、今後その学習支援等を、困っている人が実態としていない、まず実態を調査するということが大事かと思いますが、沖縄では、実際に自分たちが貧困家庭であっても、いろんな支援をしてもらえということも知らないで進んでいってしまったということもあります。

ですから、そうじゃなくて、まずそういうひとり親とか貧困家庭が本県市は一体全体どのくらいあるのか、そういう人たちが本当に困っていないのかというような、まず実態調査からが出発かなあというふうには思いますが、ぜひこのことも進めていけるように要望をして、次の質問に移らせていただきます。

再質はしません。

大きく3点目ですが、手元に残せる婚姻届についてということでございます。

この質問理由は、人生の新たな出発となる婚姻届が記念に残るものにするためということです。

日本では年間67万件、これは2012年度ですからちょっと前ですけれど、提出されている婚姻届ですが、余り知られていない意外な事実があります。

それは、自分の住民票がある役所以外でも提出ができる。知りませんでした。婚姻届を発行してもらった役所以外で提出可能です。そしてフォーマットを守ればある程度デザイン化するのも可能である。婚姻届は縁もゆかりもない土地、初めて旅行で訪れた土地の役所に立ち寄って提出することもできます。このときは戸籍謄本が必要だということですが、自分が住んでいる市区町村役場でないにだめという決まりはないということです。

通常、窓口に出すれば二度と返ってこない婚姻届ですが、そういった意外な点に目をつけた自治体や企業が地元発信や観光促進、キャンペーンのためにアイデアを凝らした婚姻届を作成し、提供をしております。

人気のあるところですが、それは北海道なんですけれど、北海道の美幌町のホームページにこんな一コマがありましたので、ちょっと紹介をさせていただきます。

美幌町のちょっとかわいい新婚姻届ということで、通常は手元に残らない婚姻届、お2人が法律

的に夫婦となった証は役場に提出するだけの寂しいものです。そこで、美幌町でお渡しする婚姻届は、今まで茶色だったものを華やかで幸せを感じるピンク色にし、手元に残る婚姻届にしました。美幌町に婚姻届を提出したお2人に見幌町産材でつくった幸せいっぱいフォルダをプレゼントしています。ぬくもりのあるフォルダに包んで婚姻届を保管し、1年先、10年先、さらには50年先の結婚記念日に届け出の瞬間を振り返り、お互いに感謝し、お2人で愛を確かめてはいかがでしょうか。一生に一度の大切な瞬間をカメラにおさめてはいかがでしょうか。カメラをお持ちいただくと職員が撮影しますので、お気軽に御遠慮なくお申しつけください。

こんなことがホームページに載って新婚姻届という紹介をしているんですが、私も婚姻届って出して終わりというふうに思っていたんですけども、ああそうか、複写式にしてうちに残るといいなあと、今ごろ遅いですが、そんなふうに思いました。

今は地味婚といいますが、結婚式を挙げないで婚姻届を出して終わりという若い人も結構お見えになると思います。そういった人が記念に残って、何かあったときにそれを見て、思いとどまれるような、そんな婚姻届があったらいいかなあなんていうふうに思ったりもしたものですから、特に本巢市はいろんなよそにないものもありますし、情報発信、また観光等の発信にもなるのではないかなあというふうに思いますので、ぜひ御検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

#### ○市民環境部長（森 寛君）

御質問の地元発信や観光促進、キャンペーンのためのアイデアを凝らした婚姻届を作成し、提供している自治体等がありますが、本市独自の記念に残る複写式の婚姻届を作成してはどうかということについてお答えさせていただきます。

婚姻届け書につきましては、一般的に戸籍法施行規則第59条に定められた標準的な附録第12号様式が市区町村役場の窓口を用意されております。

しかしながら、近年では、議員御指摘のとおり、その様式を基本としつつも自治体のマスコットキャラクターなどを描いたオリジナルの婚姻届が民間事業者や一部の自治体で作成されており、届け出者自身が雑誌の付録、業者から直接購入、ホームページから無料ダウンロードなどによって、実際に届出書として活用されていることも確認しております。

県下21市の状況を見ますと、オリジナルの婚姻届出書などを利用する市が1市、婚姻記念書を交付している市が1市のみとなっております。

本市におきましても、貴重な御提案と受けとめまして、人生の節目となる届け出の記念となるようオリジナルの婚姻届の作成について検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

私はもう出すことがないと思いますし、子どもも出すことがないと思いますけれど、孫は出すことがあるかもしれませんので、それまでにはすばらしいすてきな婚姻届ができることを期待して、今回の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

---

#### 散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす6月23日木曜日午前9時から本会議を開会し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員